

仁淀川町

(金抜)

令和8年度（町単）仁淀川町防災行政無線子局設備更新工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和9年 3月14日

令和 8年6月1日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

仁淀川町

集 計 表

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	
機 器 製 作 費		1	式			
直 接 工 事 費		1	式			
共 通 仮 設 費		1	式			
現 場 管 理 費		1	式			
一 般 管 理 費		1	式			
小 計						
本 工 事 費						
計						
消費税相当額		10	%			
合計						

仁淀川町

屋外拡声子局工事材料費明細書

名 称	摘 要	数量	単位	単価	金額	
回転灯取付金物	LAC-60相当品	11	組			
空中線取付金物	3素子送受信用	7	組			
空中線取付金物	5素子送受信用	4	組			
スピーカーケーブル		1	式		既設流用	
端子函		1	式		既設流用	
装置筐体取付金具	RABX相当品(上下)	11	組			
パトライト取付バンド	3BD-HC-12相当	22	本			
装置筐体取付バンド	IBT-308相当	22	本			
金属製可とう電線管	φ22	88	m			
金属製可とう電線管	φ28	33	m			
ツイストペアケーブル	UTP0.4-4P(CAT5e)相当品	44	m			
電話ケーブル	FTC4相当品	22	m			
同軸ケーブル	8D-FB	154	m			
同軸接栓	NP-H-8DFB	22	個			
電源ケーブル	VVF1.6-2C(機器間渡り)	22	m			
接地線	IV2SQ(機器間渡り)	22	m			
パトライト接続ケーブル	VCTF-1.25-2C	176	m			
雑材消耗品		1	式			
計						

仁淀川町

屋外拡声子局労務費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	
屋外拡声子局装置据付		11	台			
屋外拡声子局装置調整		11	式			
外部接続箱据付		11	台			
外部接続箱調整		11	式			
電源接続箱据付	パトライト接続箱	11	台			
電源接続箱調整	パトライト接続箱	11	台			
空中線据付(八木型)	3素子八木型	7	基			
空中線調整(八木型)	3素子八木型	7	基			
空中線据付(八木型)	5素子八木型	4	基			
空中線調整(八木型)	5素子八木型	4	基			
配線(管内)	8D-FB	154	m			
配線(管内)	VCTF-1.25-2C	176	m			
回転灯据付	接続INF付	11	台			
回転灯調整		11	式			
親局調整費		1	式			
計						

令和8年度（町単）

仁淀川町防災行政無線子局設備更新工事

特記仕様書

高知県仁淀川町

目 次

第1章 総則	1
第1条 概要	1
第2条 目的	1
第3条 工期	1
第4条 適用規則	1
第5条 契約の範囲	1
第6条 軽微な変更	1
第7条 諸手続	2
第8条 検査	2
第9条 保証	2
第10条 特許	2
第11条 提出書類	2
第12条 仕様書の疑義	2
第13条 契約の変更	3
第14条 所有権	3
第15条 工事の引渡	3
第16条 技術指導及び協力	3
第17条 その他	3
第2章 共通指定事項	4
第1条 構造及び性能の基本条件	4
第2条 使用部品基準	4
第3条 環境条件	4
第4条 塗装	4
第5条 電氣的条件	4
第6条 耐震措置	5
第3章 システムの概要	6
第1条 概要	6
第2条 親局設備	6
第3条 子局設備	6
第4章 システム構成	8
第1条 親局設備	8
第2条 子局設備	8
第5章 システム仕様	9
第1条 親局設備	9
第2条 子局設備	9
第6章 機器設置仕様	14
第1条 工事の範囲	14
第2条 機器の設置	14
第3条 安全	14

第4条	場所	14
第7章	工事仕様	17
第1条	適用範囲	17
第2条	用語の定義	17
第3条	一般事項	17
第4条	安全	18
第5条	工事材料	19
第6条	機器の設置工事	19
第7条	配線工事	20
第8条	工事写真・完成図等	20
第9条	試験調整	21

第1章 総則

第1条 概要

本仕様書は、仁淀川町（以下「甲」と言う。）が、地域防災計画に基づき防災対策事業の一環として整備する「防災行政無線子局設備更新工事」（以下「本工事」と言う。）に適用するものであり、受注者（以下「乙」という。）はこれに基づき本工事を行うものとする。

第2条 目的

本工事は、仁淀川町において地震発生・水害発生等の緊急時等に住民に対して迅速かつ適確な情報を提供して、住民の生命及び財産の安全を確保するため、防災行政無線設備の更新を行うものである。

第3条 工期

契約日から令和9年3月14日まで

第4条 適用規則

本工事の設計施工については、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) 日本技術標準規格（J E S）
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 電波法及び同法関係規則等
- (6) 電波法関係審査基準
- (7) 電気通信事業法及び同法関係規則等
- (8) 有線電気通信法及び同法関係規則等
- (9) 消防法及び同法関係規則等
- (10) 高知県及び仁淀川町関係規則等
- (11) 市町村デジタル同報通信システム標準規格（A R I B）
- (12) その他関係法令及び規格

第5条 契約の範囲

契約の範囲は本工事の設計、製作、施工、据付、総合調整試験等全般にわたり、着工から完成後保証期間の最終日までのすべての事項とする。

第6条 軽微な変更

本工事の施工に際して現場の収まり、機器の取り付け位置及び取付工法等の軽微な変更が生じた場合は、「甲」の指示に従うものとする。なお、この変更に対す

る請負代金の増減は行わないものとする

第7条 諸手続

本工事に関して必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続きについては、「乙」が「甲」と必要事項を打合せの上、「乙」がおこなう。この手続等の費用については「乙」の負担とする。

第8条 検査

中間検査は機器製作工程において必要により行うものとする。

全ての機器の据え付け、調整が完了し、「甲」の行う検査合格をもって竣工とする。

検査に使用する計器、測定器類は「乙」において準備するものとする。

第9条 保証

「乙」は、工事の不完全、機器の欠陥に起因する故障、事故等に関しては引渡しの日から起算して1年間の補償の責に任じ、無償で遅滞なく修理又は復旧しなければならない。

第10条 特許

特許等の工業所有権に疑義を生じた場合の結果については、「乙」の責任とする。

第11条 提出書類

「乙」は契約締結後、下記の書類を「甲」の指定する期間内に「甲」に提出しなければならない。なお、下記以外にも「甲」が必要とし「乙」に要請した場合は、その都度提出するものとする。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 契約工程表 | 1部 |
| (2) 工事着手届 | 1部 |
| (3) 現場代理人等通知書（資格証明書の写しを添付） | 1部 |
| (4) 経歴書 | 1部 |
| (5) 施工計画書 | 1部 |
| (6) 使用材料承諾願 | 1部 |
| (7) 機器承諾図 | 1部 |
| (8) 施工図 | 1部 |
| (9) 写真（工程及び完成状況） | 1部 |
| (10) 完成図書及び取り扱い説明書 | 1部 |
| (11) 工事完成通知書 | 1部 |
| (12) その他「甲」が必要と認める書類 | 必要部数 |

第12条 仕様書の疑義

本仕様書は本工事に関する大要を示したもので、疑義を生じた場合直ちに「甲」

に連絡の上、指示をうけるものとする。なお、仕様書に示されない事項であっても工事の範囲内でこれが当然と認められる事項については、「乙」の責任において施工すること。

第13条 契約の変更

本工事の実施にあたっては、「乙」は契約金額の範囲内で完成するものとし、契約の変更については仕様書に定めのないことについては、双方で協議し、円滑に対処するものとする。なお、変更があった場合は変更契約を結ぶものとする。

第14条 所有権

本工事により施工された設備等の所有権は、竣工検査完了後、支払い完了日をもって「甲」に移転するものとする。

第15条 工事の引渡

「乙」が工事完成通知書を「甲」に提出し受理された後、「甲」の検査員の行う完成検査に合格した日とする。

第16条 技術指導及び協力

「乙」は運用上必要な説明書を提出し、「甲」及び「甲」が指名する者に対して技術指導及びトレーニングを行うこと。また、工事終了時まで技術指導及び協力を行う。

第17条 その他

四国総合通信局への免許変更申請等について、免許人が必要とする書類等の作成や調査業務の支援を行うこと。

以上を原則とするが、止むを得ない事情が生じた場合は、監督員との協議により決定とする。内容については、その理由を明示した書面により提出するものとする。

第2章 共通指定事項

第1条 構造及び性能の基本条件

本工事の機器は堅牢で長時間の使用に耐え得る構造のものであり、特に次の事項を満足するものであること。

- (1) 機器は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり、人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。
- (2) 日常保守に必要な測定端子、メータ端子等を設けてあること。
- (3) 納入する機器は、各製造会社における最新設計の機器であること。
- (4) 機器は将来の増設、機能向上が容易におこなえる構造であること。
- (5) 機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社等記入された銘板をつけること。
- (6) 切替部、回転部、接触部等の可動部分は動作良好なものとして長時間使用に耐えうるものであること。
- (7) ビス、ナット等締め付けは充分行い、調整等行う半固定の箇所は充分ロックすること。
- (8) 取り扱い上特に注意を要する箇所についてはその旨表示をすること。

第2条 使用部品基準

- (1) 機器に使用する部品は総て新品で、信頼性の高い部品を使用すること。
- (2) 部品は日本産業規格（J I S）またはこれと同等以上の性能を有するものを使用すること。
- (3) 配線材料は日本産業規格（J I S）またはこれと同等以上のものとする。
- (4) 各機器内の配線は特に必要と認められるもの以外は、プリント配線とする。
- (5) 各機器間の配線工事はすべて耐久性、耐水性、耐熱性のある良好なものを使用すること。

第3条 環境条件

- (1) 屋外に設置する機器は周囲温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度は 35°C にて 90% 以下で異常なく動作すること。
- (2) 屋外設備はすべて耐風速 $60\text{m}/\text{s e c}$ 及び震度6に耐える構造とする。
- (3) 本工事は地震、暴風、雨及び雪等の異状現象下においても確実に運用がおこなえるものでなければならない。
- (4) その他設置場所の条件に十分耐え得るものであること。

第4条 塗装

各機器の塗装は、損傷、腐食等に強く且つ、美観を損なわないものであること。

第5条 電氣的条件

- (1) 切替部、回転部、接触部等の回転部は多数回の使用によって電氣的性能が低

- 下しないこと。
- (2) 電源電圧は機器定格電圧の±10%変動範囲で正常に動作し、特に必要とする回路は安定化電源を使用すること。
 - (3) 電気回路には保護回路を設けること。

第6条 耐震措置

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 最新版」（独立行政法人建築研究所監修）による。

第3章 システムの概要

第1条 概要

本システムは、仁淀川町役場内に設置されている親局設備から、町内各子局（屋外拡声子局設備・戸別受信機設備）へ同時通報するものである。

本工事は、町内に設置されている屋外拡声子局装置を更新するものであり、役場に整備済みの操作卓（沖電気工業製：LC8514）及び遠隔制御装置（沖電気工業製：RZ4388B2）から現在同様の運用が支障なく行えるものとする。

第2条 親局設備

(1) 操作卓

屋外拡声子局を制御するための装置である。子局設備に対し呼出制御（緊急一括、一括、グループ、時差、個別、アンサーバック）を行うものである。

(2) 地図表示盤

親局の呼出に応じ、表示盤のそれぞれの位置に呼出対象局を点灯表示するものである。

(3) 遠隔制御装置

操作部は10インチのタッチパネルを有し、操作卓を制御して子局設備に対して緊急一括、一括、グループの通報を行うものである。

第3条 子局設備

(1) 屋外拡声子局装置（アンサーバック無し）

既設親局設備からの制御により拡声放送を行うものである。

(2) 屋外拡声子局装置（アンサーバック付）

既設親局設備からの制御により拡声放送を行うものであり、アンサーバック機能により、親局との通話も可能なものである。

(3) 外部接続箱（通話機能無し）

屋外拡声子局装置（アンサーバック無）に接続することにより、自局放送が行うものである。

(4) 外部接続箱（連絡通話機能付）

屋外拡声子局装置（アンサーバック付）に接続することにより、自局放送及び親局設備との通話が行えるものである。

(5) 付加増幅装置屋

屋外拡声子局装置と接続し、スピーカへの出力を240Wまで増幅するものである

(6) 受信用空中線

屋外拡声子局装置（アンサーバック無し）に取り付ける受信用空中線である。

(7) 送受信用空中線

屋外拡声子局装置（アンサーバック付）に取り付ける送受信用空中線である。

(8) 回転灯

赤色の回転灯により、緊急一斉通報及び J-ALERT 通報と連動して点灯し、視覚により災害を周知できるものとする。

第4章 システム構成

第1条 親局設備

親局設備は現在の設備を使用する。操作性や保守対応、設備の有効活用の観点から、親局設備の更新は認めない。下記の機器について、設定データの変更を行うこと。

NO	機器名	規格	数量	備考
1	操作卓	屋外拡声子局更新に伴う各種変更	1 式	既設流用
2	地図表示盤	屋外拡声子局更新に伴う各種変更	1 式	既設流用
3	遠隔制御装置	屋外拡声子局更新に伴う各種変更	1 式	既設流用 仁淀総合支所、池川総合支所、消防署

第2条 子局設備

NO	機器名	規格	数量	備考
1	屋外拡声子局装置	アンサーバック無し	7 式	柱、スピーカは既設流用
2	屋外拡声子局装置	アンサーバック付	4 式	柱、スピーカは既設流用
3	外部接続箱	連絡通話機能無し	7 台	
4	外部接続箱	連絡通話機能付	4 台	
5	電源接続箱	回転灯 INF	11 台	
5	付加増幅装置	120W	0 式	
6	空中線	3 素子八木型	7 基	
7	空中線	5 素子八木型	4 基	
8	回転灯	赤色	11 台	接続 INF 付

第5章 システム仕様

第1条 親局設備

1-1 操作卓（沖電気工業製：LC8514）

親局で運用している既設操作卓にて、本工事で整備する屋外拡声子局にも通報試験を行うこと。

1-2 地図表示盤

親局で運用している既設地図表示盤に、本工事で整備する屋外拡声子局の表示確認を行うこと。

1-3 遠隔制御装置（沖電気工業製：RZ4388B2）（既設）

操作卓を制御して子局設備に対して、通報が行うものである。操作部は10インチのタッチパネルを有し、緊急一括、一括、グループの通報が行うものである。

第2条 子局設備

2-1 屋外拡声子局装置（アンサーバック無し）（沖電気工業製：RV2100）

（1）機能

ア. 既設操作卓からの制御で動作することを補償すること。制御内容については、下記のとおり。

- ・選択呼出信号に従い、放送が行われること
 - ・放送終了後、終話信号により待受け状態に移行すること
 - ・放送時、音量制御信号に従いスピーカの音量が変更されること
 - ・操作卓の操作により、スピーカ毎の基準音量が変更されること
- なお、基準音量は本装置の操作でも変更が可能であること

イ. 60MHz帯の1波を使用した16QAM方式の無線送受信装置であること。

ウ. 受信特性を改善する自動等化機能を有していること。

エ. 本装置で基準音量を変更する時には、予め録音されている試験放送を再生することで、親局からの放送を行わずに音量変更が行えること。

オ. ハンドセットにより自局での放送が行えるものとし、音声に加えチャイム及び擬似サイレンも拡声できること。

カ. 自局放送中に親局からの放送を受信した場合は、自局からの放送を中止して親局からの放送を拡声すること。

キ. 擬似サイレンは手動サイレン（押下中に吹鳴）に加え、パターンサイレンの吹鳴も可能であること。

ク. 本体にモニタ用のスピーカを有し、選択呼出内容に関係なく放送内容をモニタできること。

ケ. 放送内容を録音し、録音内容の新しい順に再生が可能なこと。

コ. 蓄電池により、商用電源の停電時でも支障なく動作すること。なお、蓄電池の保護を目的とし、蓄電池電圧低下時に自動で蓄電池を切り離す

機能を有すること。

サ. ログデータを保存し、保守コンソールにてデータを取り出すことができること。

シ. 外部接続箱を接続できるインタフェースを有する構造とする。

ス. 付加増幅装置を接続できるインタフェースを有する構造とする。

(2) 性能

ア. 一般性能

- ① 温度・湿度 : 「第2章第3条 環境条件」による
- ② 構造 : 柱上設置型、施錠機能付、ステンレス筐体
- ③ 電源条件 : AC 100V 50/60Hz
- ④ 停電補償 : 蓄電池収容箱と接続し、24時間の停電補償を行うこと (5分送信、55分待受け)

イ. 電氣的性能

- ① 無線周波数 : 54MHz～70MHz内の指定の1波
- ② 変調方式 : 16QAM
- ③ 通信方式 : 同報通信・複信
- ④ 動作定格 : 連続
- ⑤ 空中線インピーダンス : 50Ω

ウ. 受信部性能

- ① 受信方式 : 水晶制御ダブルスーパーヘテロダイン方式
- ② 受信感度 : BER 1×10^{-2} (スタティック) にて +9dBμV以下
- ③ 過入力保護 : 140dBμV入力にて破損しないこと

エ. 増幅部性能

- ① 出力数 : 4系統以上 (合計で120W以内)
- ② 基準音量 : 10段階以上
本装置及び操作卓の操作の両方で設定可能とすること
- ③ 出力インピーダンス : 200Ω、83Ω
- ④ 歪率 : -26dB以下 (1kHz 定格出力時)

オ. スピーカ音量制御

- ① 通常時 : 基準音量の数値
- ② 大 : 基準音量の数値 + 3dB
- ③ 小 : 基準音量の数値 - 3dB
- ④ 強制 : 基準音量の数値に関係なく最大
- ⑤ 自動音量 : 時間帯自動音量の数値

カ. 放送録音

- ① 録音保存時間 : 録音後24時間
- ② 録音時間 : 20分以上
- ③ 録音件数 : 10件以上

コ. 避雷器を本装置内に内蔵すること。

(2) 性能

ア. 一般性能

- ① 温度・湿度 : 「第2章第3条 環境条件」による
- ② 構造 : 柱上設置型、施錠機能付、ステンレス筐体
- ③ 電源条件 : 屋外拡声子局装置より供給

イ. 操作部

以下の操作用ボタンを本体に配置すること。

- ① 再生キー : 録音内容を再生すること。
- ② チャイムキー : 上り／下りチャイムが再生されること。
- ③ サイレン (手動) : 押下中、擬似サイレンが吹鳴されること。

ウ. オートリセットブレーカを本装置内に内蔵すること。

- ① 定格電圧 : AC 100V 50/60Hz
- ② 感度電流 : 30mA

エ. 避雷器

- ① 定格電圧 : AC 100V 50/60Hz
- ② 電圧降下 : 0.5V以下
- ③ サージ減衰量 : 49dB以上
- ④ サージ耐量 : 20kA

(8/20μsec : JEC標準波形雷インパルスにおいて)

2-4 外部接続箱 (連絡通話機能付)

(1) 機能

「2-3 外部接続箱 (連絡通話機能無し)」に以下を追加したものと
する。

- ① 屋外拡声子局装置と接続、制御することにより、連絡通話や自局放
送の操作を簡易に行えるものである。
- ② ハンドセットにて各設備 (基地局・中継局および連絡通話装置) と
の通話を行えること。

(2) 性能

「(2-3 外部接続箱 (連絡通話機能無し)」に以下を追加したもの
とする。

ア. 操作部

以下の操作用ボタンを本体に配置すること。

- ① テンキー : 子局番号、パターンサイレン番号等の入力用
(0~9)
- ② 再生キー : 録音内容を再生すること。
- ③ チャイムキー : 上り／下りチャイムが再生されること。
- ④ サイレン (手動) : 押下中、擬似サイレンが吹鳴されること。
- ⑤ サイレン (自動) : テンキーと組合せることにより、パターンサイレ

ンが吹鳴されること。

- ⑥ 自局放送 : 自局放送モードに移行すること。
- ⑦ 試験 : 基準音量調整用の試験音声を再生するモードに移行すること。

2-5 付加増幅装置

(1) 機能

- ア. 屋外拡声子局装置と接続し、増幅部の出力を増加するものである。
- イ. 屋外拡声子局装置からの制御に従いスピーカから拡声できること。

(2) 性能

ア. 一般性能

- ① 温度・湿度 : 「第2章第3条 環境条件」による
- ② 構造 : 柱上設置型、施錠機能付、ステンレス筐体
- ③ 電源電圧 : AC 100V 50/60Hz

イ. 増幅部性能

- ① 出力数 : 4系統 (合計で120W以内)
- ② 音量調整 : 10段階以上
- ③ 出力インピーダンス : 200Ω、83Ω
- ④ 歪率 : -26dB 以下 (1kHz時)

2-6 空中線 (3素子八木型)

- ① 周波数 : 60MHz帯
- ② インピーダンス : 50Ω
- ③ 定在波比 : 1.5以下
- ④ 利得 : 8.15dBi

2-7 空中線 (5素子八木型)

- ① 周波数 : 60MHz帯
- ② インピーダンス : 50Ω
- ③ 定在波比 : 1.5以下
- ④ 利得 : 11.15dBi

2-8 回転灯

- ① カラー : 赤
- ② ブザー : なし
- ③ 材質 : ポリカーボネート (グローブ) / ABS樹脂 (ボディ)

第6章 機器設置仕様

第1条 工事の範囲

「乙」が行う工事の範囲は本仕様書により町内全域の設置工事、機器の正常稼働に必要な一切の工事とする。

第2条 機器の設置

各機器は「甲」の指定する位置に正しく取り付け、調整にあたっては熟練した技術者により、機器本来の機能を十分に発揮するように行うこと。

第3条 安全

工事にあたっては住民、通行人等に危害を与えないように十分安全性を考慮した方法で行うこと。

第4条 場所

NO	子局 ID	子局名	中継局	備考
1	2013	宮ヶ平	黒森山	アンサーバック無 外部接続箱（連絡通話機能無） 電源接続箱（新規） 5 素子八木×1 レフレックス 30W×1（既設流用） ストレート 30W×1（既設流用） ストレート 50W×1（既設流用） 回転灯×1（新規）
2	2116	下北川	松尾	アンサーバック無 外部接続箱（連絡通話機能無） 電源接続箱（新規） 3 素子八木×1 レフレックス 30W×2（既設流用） ストレート 30W×1（既設流用） 回転灯×1（新規）
3	2120	遅越	黒森山	アンサーバック無 外部接続箱（連絡通話機能無） 電源接続箱（新規） 外部接続箱延長有 3 素子八木×1 レフレックス 30W×2（既設流用） 回転灯×1（新規）

4	2124	相能	黒森山	アンサーバック無 外部接続箱（連絡通話機能無） 電源接続箱（新規） 外部接続箱延長有 3 素子八木×1 レフレックス 30W×2（既設流用） ストレート 30W×1（既設流用） 回転灯×1（新規）
5	2131	岩戸	黒森山	アンサーバック有 外部接続箱（連絡通話機能有） 電源接続箱（新規） 外部接続箱延長有 3 素子八木×1 レフレックス 30W×2（既設流用） 回転灯×1（新規）
6	2136	加枝	黒森山	アンサーバック有 外部接続箱（連絡通話機能有） 電源接続箱（新規） 外部接続箱延長有 3 素子八木×1 レフレックス 30W×1（既設流用） ストレート 30W×2（既設流用） 回転灯×1（新規）
7	2138	上久喜	黒森山	アンサーバック有 外部接続箱（連絡通話機能有） 電源接続箱（新規） 3 素子八木×1 レフレックス 30W×2（既設流用） 回転灯×1（新規）
8	2148	崎ノ山	黒森山	アンサーバック無し 外部接続箱（連絡通話機能無し） 電源接続箱（新規） 外部接続箱延長有 5 素子八木×1 レフレックス 30W×1（既設流用） ストレート 30W×1（既設流用） 回転灯×1（新規）

9	2149	下組	松尾	アンサーバック無 外部接続箱（連絡通話機能無） 電源接続箱（新規） 5 素子八木×1 ストレート 30W×2（既設流用） ストレート 50W×1（既設流用） 転灯×1（新規）
10	2218	谷山	黒森山	アンサーバック付 外部接続箱（連絡通話機能付） 電源接続箱（新規） 3 素子八木×1 レフレックス 30W×2（既設流用） ストレート 50W×1（既設流用） 回転灯×1（新規）
11	2231	形部	泉	アンサーバック無 外部接続箱（連絡通話機能無） 電源接続箱（新規） 5 素子八木×1 レフレックス 30W×1（既設流用） ストレート 30W×1（既設流用） 回転灯×1（新規）

7章 工事仕様

第1条 適用範囲

本工事の施工に際し、本仕様書及び図示に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室電気通信設備工事共通仕様書(最新版)によるものとする。契約期間中の事故等については、「甲」は一切その責任を負わない。

第2条 用語の定義

(1) 監督職員

「甲」から監督を命じられたものをいう。

(2) 指示

監督職員が、「乙」に施工上必要な事項を示すことをいう。

(3) 承諾

「乙」が申し出た事項について、監督職員が合意することをいう。

(4) 協議

監督職員と「乙」が対等の立場で合議することをいう。

第3条 一般事項

(1) 工事施工の原則

工事は、単体各機器を本仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 施工計画

①施工計画は工事の手順、工程、工法、安全対策その他工事施工の全般的計画であるから、監督職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って施工計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出するものとする。なお重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出しなければならない。

②「乙」は、機器配置図、工事施工図及び監督職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。

③「乙」は、「甲」の指定した工法等について代案を申し出ることができる。

④「甲」から示された以外に、「乙」が施工上必要とする工事用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ、「乙」の責任において確保しなければならない。

⑤施工上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて「乙」の負担とする。

(3) 施工管理

①施工管理は施工計画に基づき、工期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。

- ②工事施工に関わる法令、法規等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るものとする。
 - ③工事施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
 - ④仕様書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については監督職員の検測または確認を得なければならない。
 - ⑤休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。
 - ⑥工事施工中、監督職員と行った主要な協議事項等は、「乙」が打ち合わせ記録簿を作成し、監督職員の確認を得なければならない。
 - ⑦貸与品及び支給品についての受け払い状況を記録し、常に残高を明らかにしておくものとする。
- (4) 工事の現場管理
- ①工事施工に当っては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
 - ②指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。施工上必要がある場合は、あらかじめ承諾を求めるものとする。
 - ③改修工事、増設などで、すでに運用中の設備に係る工事の場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
 - ④施工が完了した時は、跡片づけ、清掃等を完全に実施しなければならない。
- (5) 工事内容の変更
- ①「甲」による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、「乙」の負担により行う。
 - ②「乙」の都合による変更はあらかじめその内容理由を明らかにし、監督職員に申し出るものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が同等以上の仕様と認めたときに限り承諾するものとし、原則として請負金額は増額しないものとする。
 - ③仕様書に指定され、または指示された内容が施工困難な場合はその理由、変更内容を申し出、協議するものとする。変更部分の金額については①項に準ずる。
- (6) その他の事項
- 仕様書等、その他指示された事項等について疑義を生じた場合は(4)③項に準ずる。

第4条 安全

(1) 基本事項

工事施工にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、「乙」の責任において行うものとする。

(2) 安全体制

- ①安全確保のため総括安全責任者及び作業現場ごとに安全責任者を設け、連絡

会議等を行い、緊急時の措置など安全体制(組織)を確立しなければならない。

②総括安全責任者は安全のための守則、方法など具体的な対策を定めこれを推進するものとする。

③総括安全責任者は、それぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(3) 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知徹底しておくものとする。

(4) 安全管理

①工事用機械は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めるものとする。

②高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。

③火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。

④工事場所の状況に応じて交通整理員を配置し車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めること。

⑤電気、ガス、水道等の施設に近接し工事を行う場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うものとする。

⑥作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図るなど、作業環境の整備に努めること。

(5) 緊急時の措置

①人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに監督職員に報告すること。

②設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係者に連絡し、「乙」により迅速な復旧に努めること。

第5条 工事材料

JIS規格等各種規格に適合している材料を使用すること。

(1) 工事材料の取扱い

①工事材料は、監督職員の検査を受けなければ使用してはならない。

②工事材料は、検査を受けた後、「乙」はその取扱い保管等に細心の注意を払い、危険防止、品質の保護に努めるものとする。

第6条 機器の設置工事

(1) 機器の事前点検

設置する機器は、「甲」の工事立会検査に合格したものとし、また、輸送中損傷のないことを確認しなければならない。

(2) 施工技術者

設置工事の施工は、防災行政無線設備に精通した技術者等により確実に行うものとする。

第7条 配線工事

(1) ケーブル配線

ケーブルは、外被に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、「有線電気通信設備令」、「電気設備に関する技術基準を定める省令」等に基づき確実に行うものとする。

- ①ケーブルの曲率半径は、使用ケーブルの許容率以上にとり、ケーブルに無理を与えないようにすること。
- ②ケーブルの立ち上がり、立下りの半径は、ケーブル外径の20倍以上とし、地上2mまで電線管で防護するものとする。
- ③ケーブルの取付けは、所定の金具を用い、十分な強度で支持するものとする。
- ④ケーブルの接続は、所定の端子金具を用い、接続部に張力がかからないよう、適度のたるみを持たせ、防水に注意して行うものとする。
- ⑤ケーブルの懸架は、吊線付きで行うか、又は亜鉛メッキ鋼撚線にハンガー等で吊り下げるものとする。
- ⑥ケーブルの埋設の深さは、埋設場所の位置によりそれぞれの基準によるが、ケーブルの上、下各10cm以上の砂で埋めること。
- ⑦ケーブルの埋設路は、流水の通路になるような地形は避け、また、傾斜地はケーブルの滑り止めをし、盛土が流出しないよう処置すること。
- ⑧ケーブルの埋設路は、標示を行うものとする。

(2) 電力線配線

電力線の引込み、配線等は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電力会社の内線規定」等により確実に行うこと。

(3) 屋内配線

電線、ケーブル等の屋内配線は、ダクト、電線管、その他の器具により保護するものとする。

(4) 端末処理

電線、ケーブル等の端末処理は、適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下等に注意し、確実にを行うものとする。

第8条 工事写真・完成図等

(1) 工事写真

工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によるほか、監督職員の指示による。

① 撮影箇所

工事後形状が変わるか、または内容が隠蔽される箇所(名称、日時、寸法等

が確認できること)及び工事完成写真を撮影し、工事の種類ごとに整理し監督職員に提出するものとする。

② 完成写真

工事完成後の竣工写真

(2) 完成図等

- ① 完成図の原図サイズは原則としてA3サイズとすること。
- ② 完成図は竣工図A3製本1部、A3製本3部、施工図のA3製本1部を提出すること。
- ③ 竣工図・施工図のCADデータ(JWW)を提出すること。
- ④ 竣工図・施工図・官公庁提出書類・機器完成図・試験成績書・取扱説明書・保証書等PDF化し、電子記録媒体に収録し提出すること。
- ⑤ 工事写真データ(JPG)を提出すること。

データを提出するにあたっては最新不正プログラム対策ソフトウェアに最新パターンファイルを適用させたものでチェックを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認の上、提出すること。また、下記の情報を電子記録媒体の表面に記載し、電子記録媒体納品書を提出すること。

- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 作成年月日
- ・ 発注者名称
- ・ 受注者名称
- ・ 何枚目／総枚数
- ・ 不正プログラムチェックに関する情報
- ・ 電子記録媒体フォーマット形式

不正プログラムチェックに関する情報は下記を明記すること。

- ・ 使用した不正プログラム対策ソフト名
- ・ ウイルス定義年月日もしくはパターンファイル名
- ・ チェック年月日

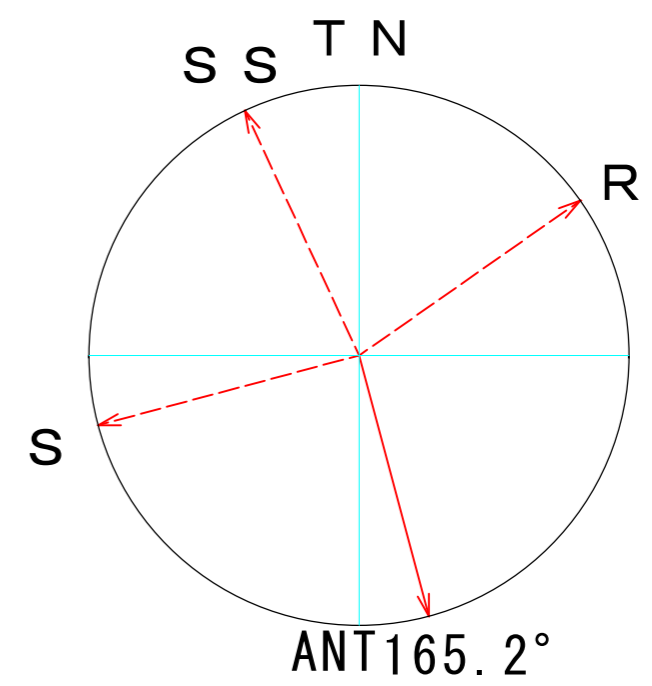
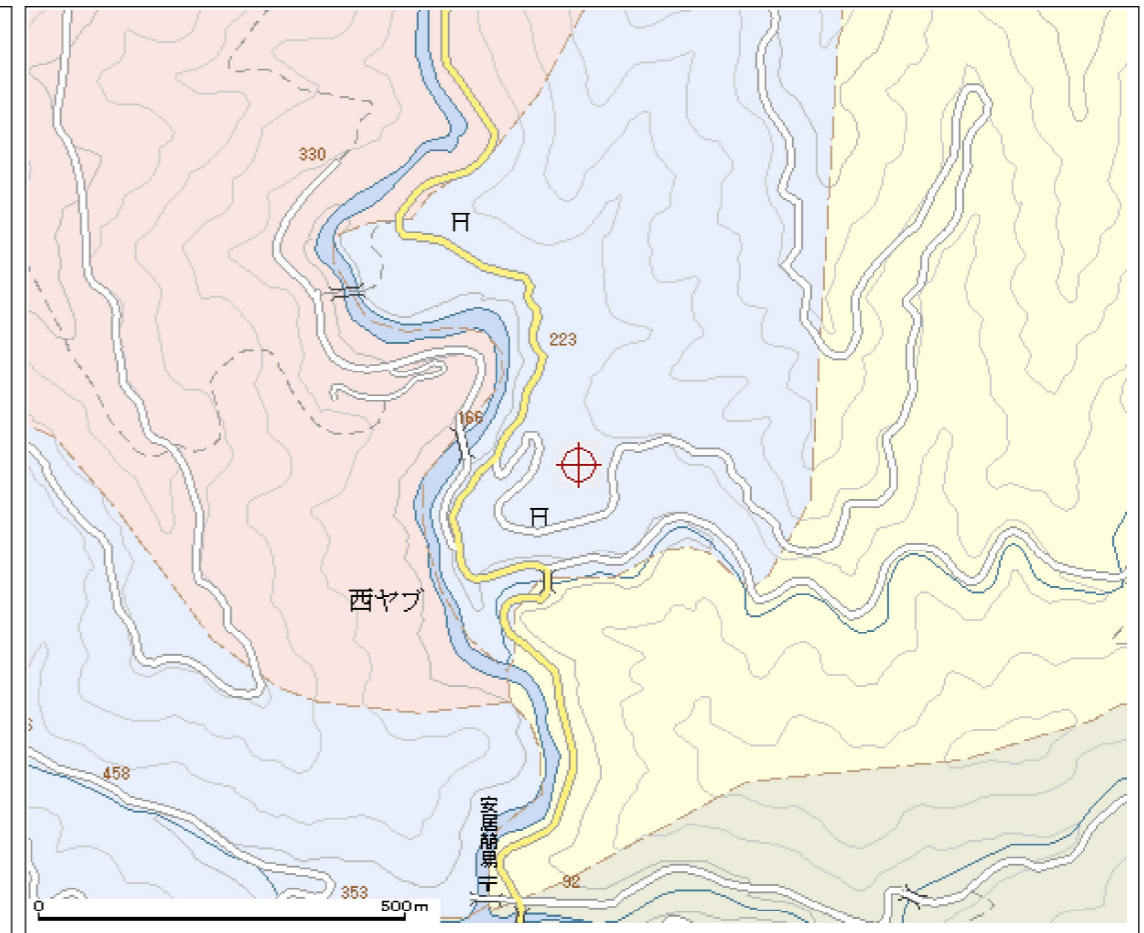
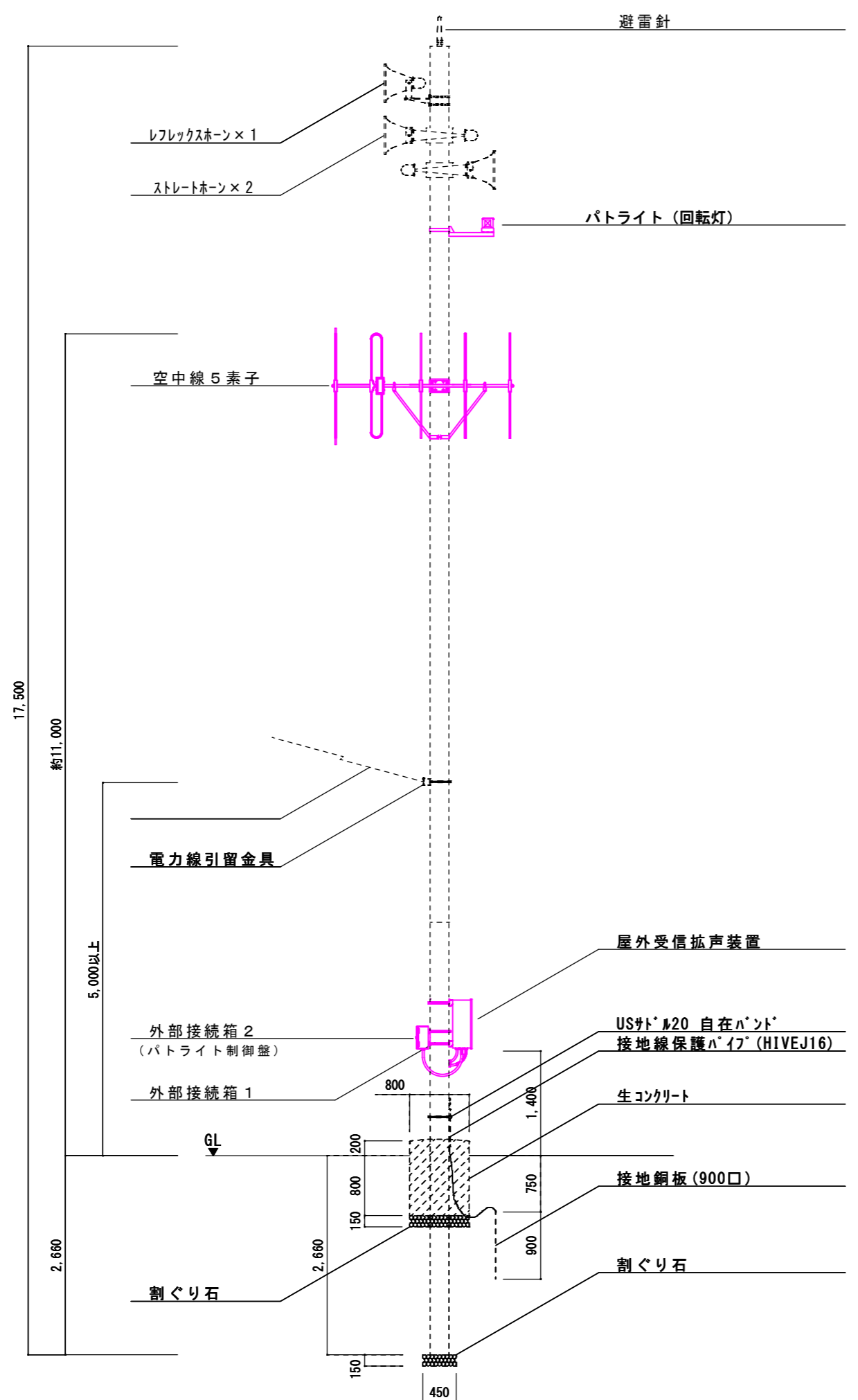
また、電子記録媒体を入れるケースのインデックスには、「年度」「工事名」「工事場所」「発注者名」「受注者名」を記載すること。データ作成用PCではデータ流出に関して細心の注意を払うと共に、流出の危険性が高いソフトウェアが導入されていないPCにて作成すること。

本仕様書によるほか、国土交通省営繕工事電子納品要領(最新版)及び建築工事設計図書作成基準(最新版)・建築設備工事設計図書作成基準(最新版)による。

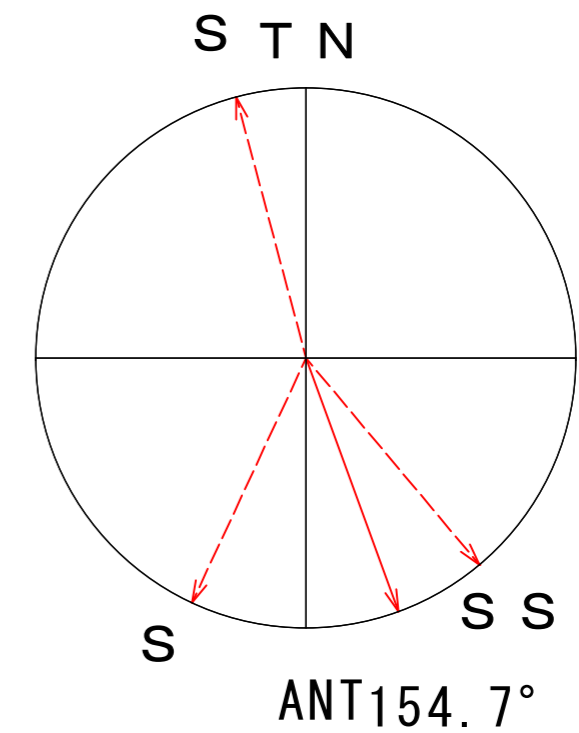
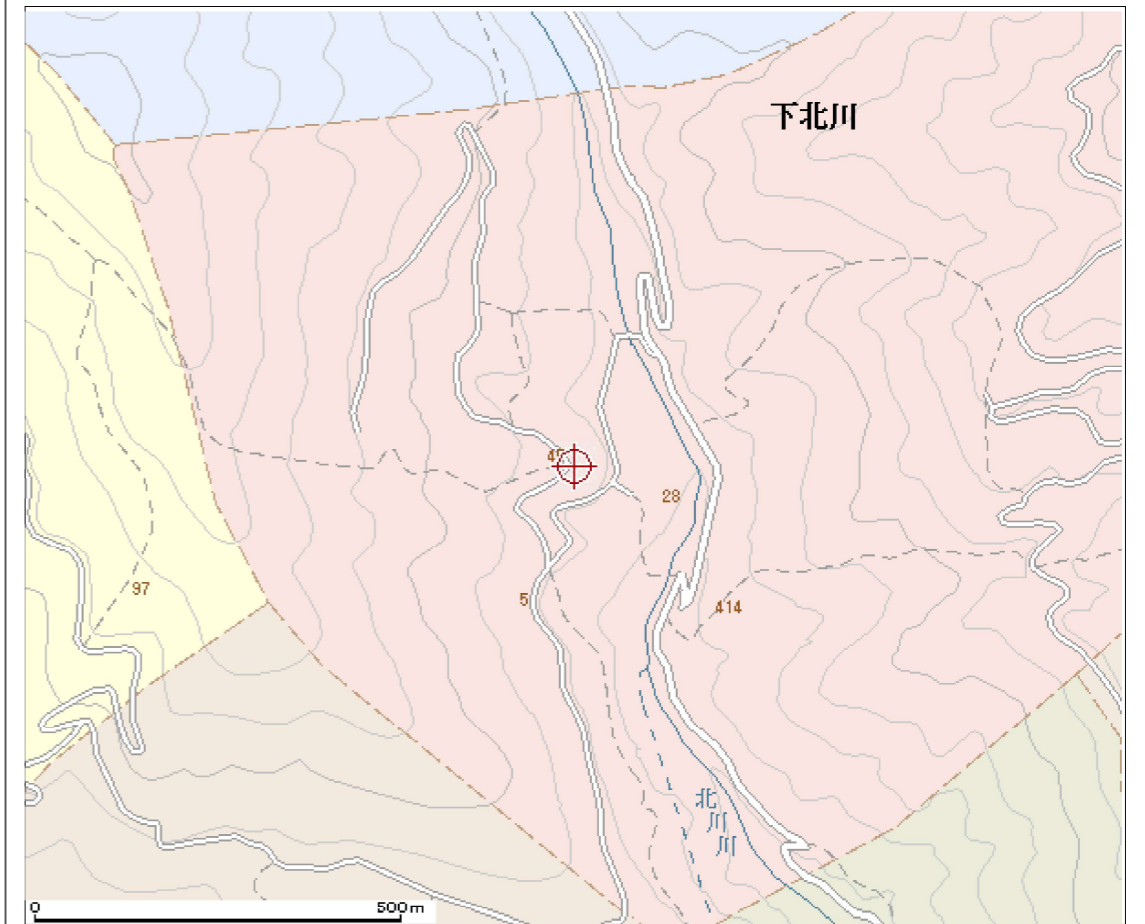
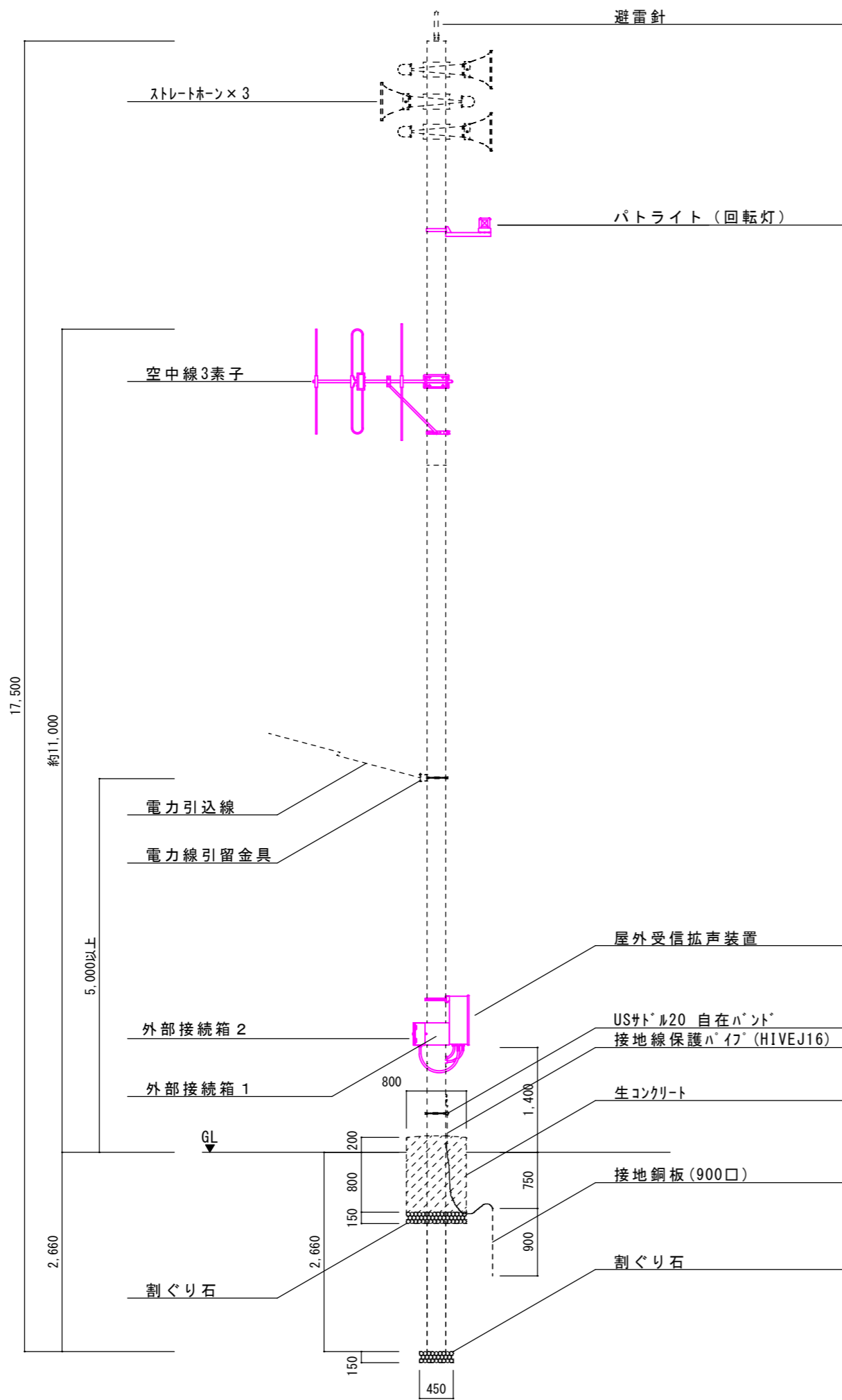
第9条 試験調整

総合的な調整、試験を行い、他の関連システムとの調整を取り協調を行うこと。本設備の設置完了後、既設操作卓との総合動作試験により施設の機能を確認するものとする。なお、音響試験は、監督職員の承諾を得て行うものとする。

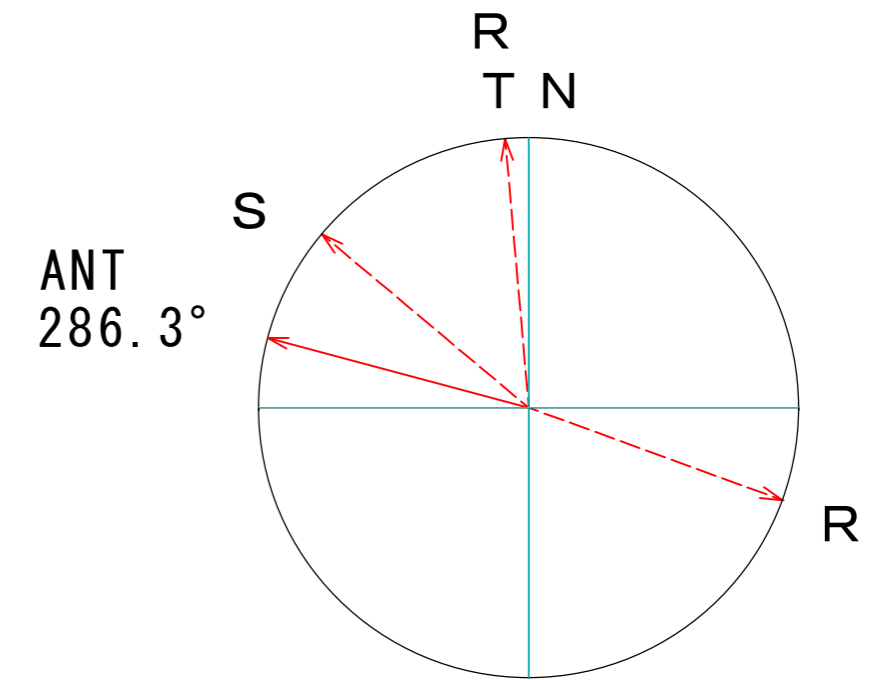
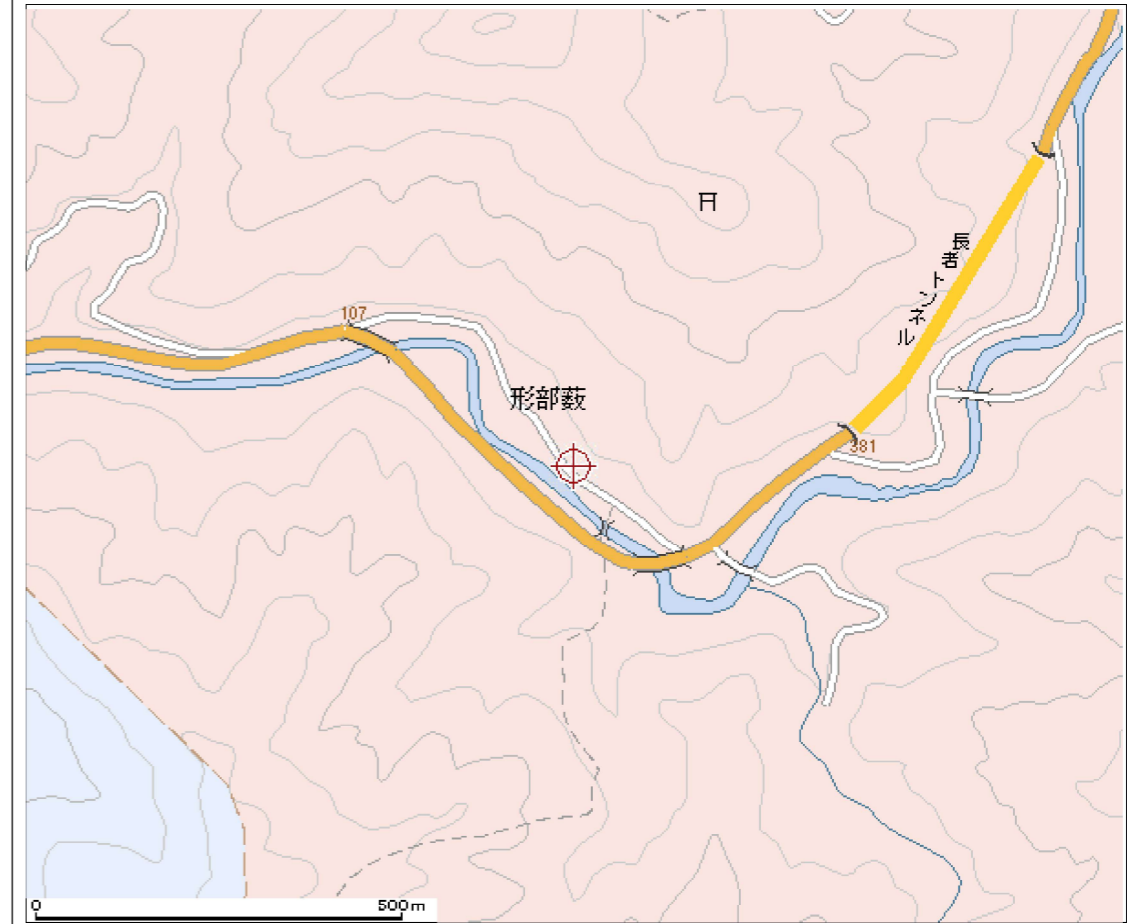
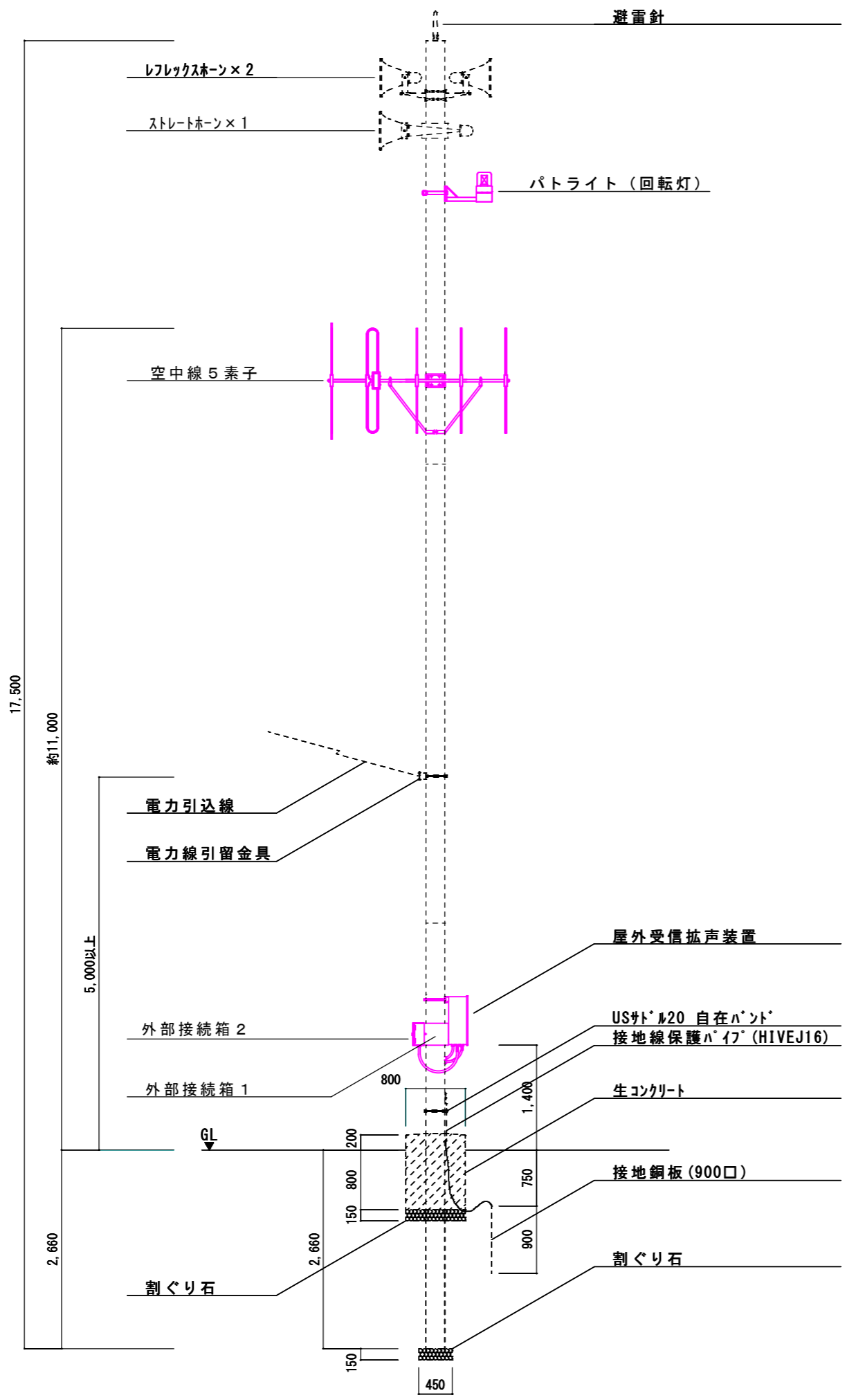
試験調整に係る費用は「乙」の負担とし総合調整を行った後、機器確認報告書を監督職員に提出する。



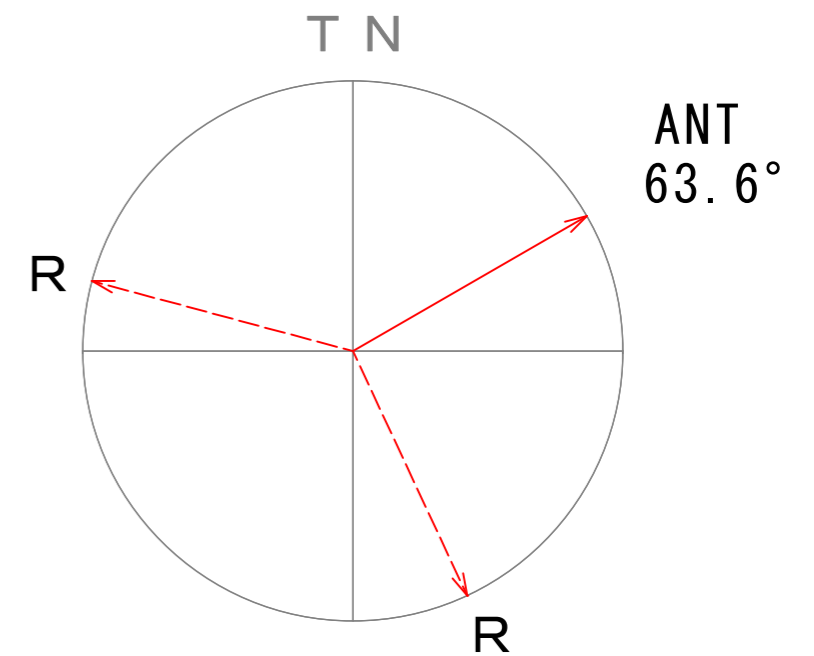
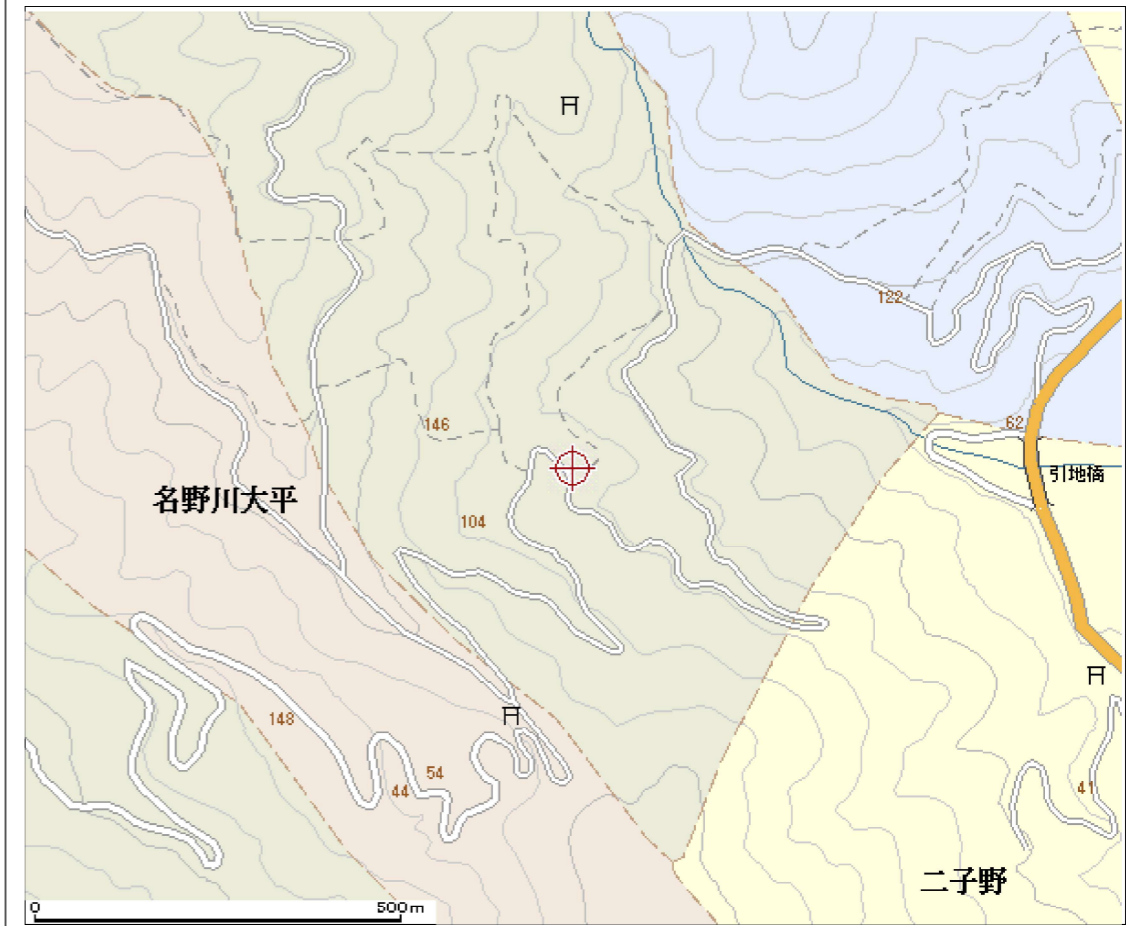
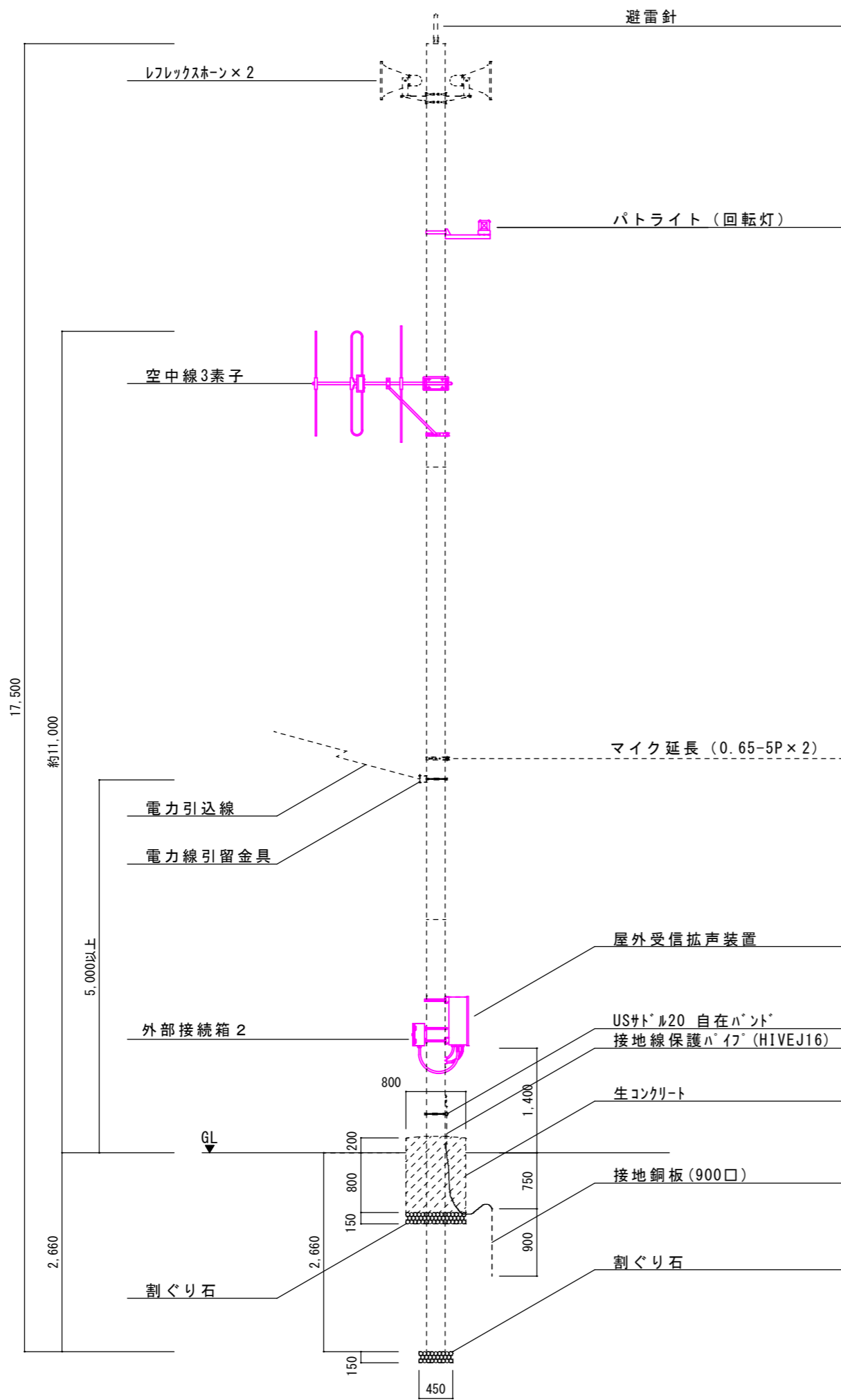
工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	13:宮ヶ平



工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	55:下北川

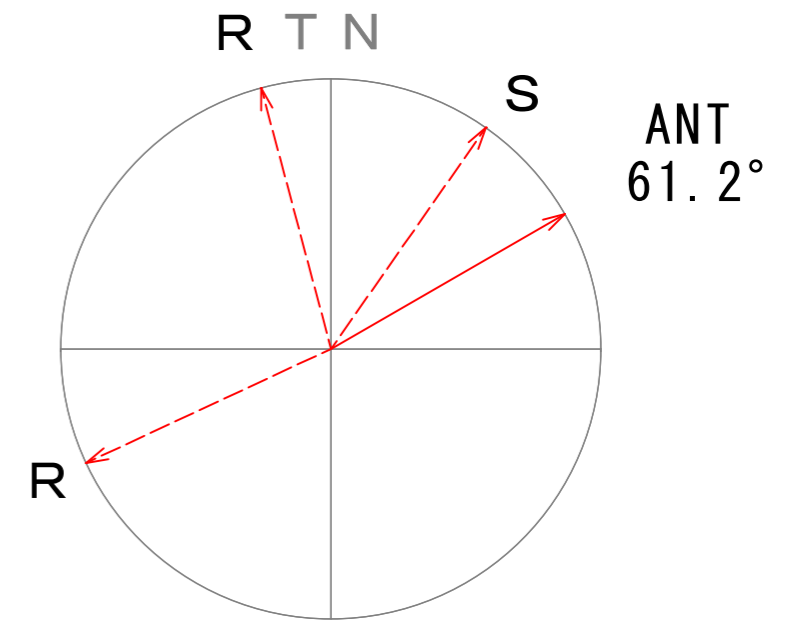
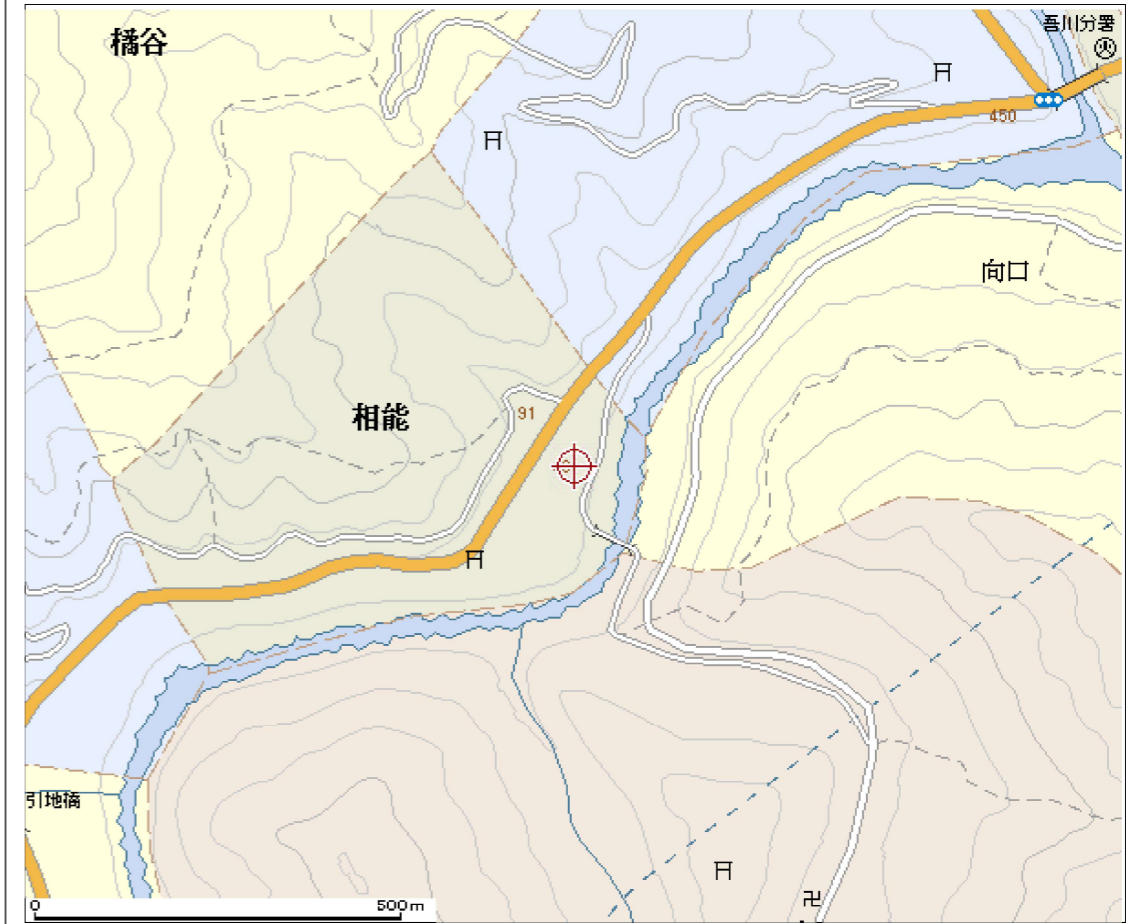
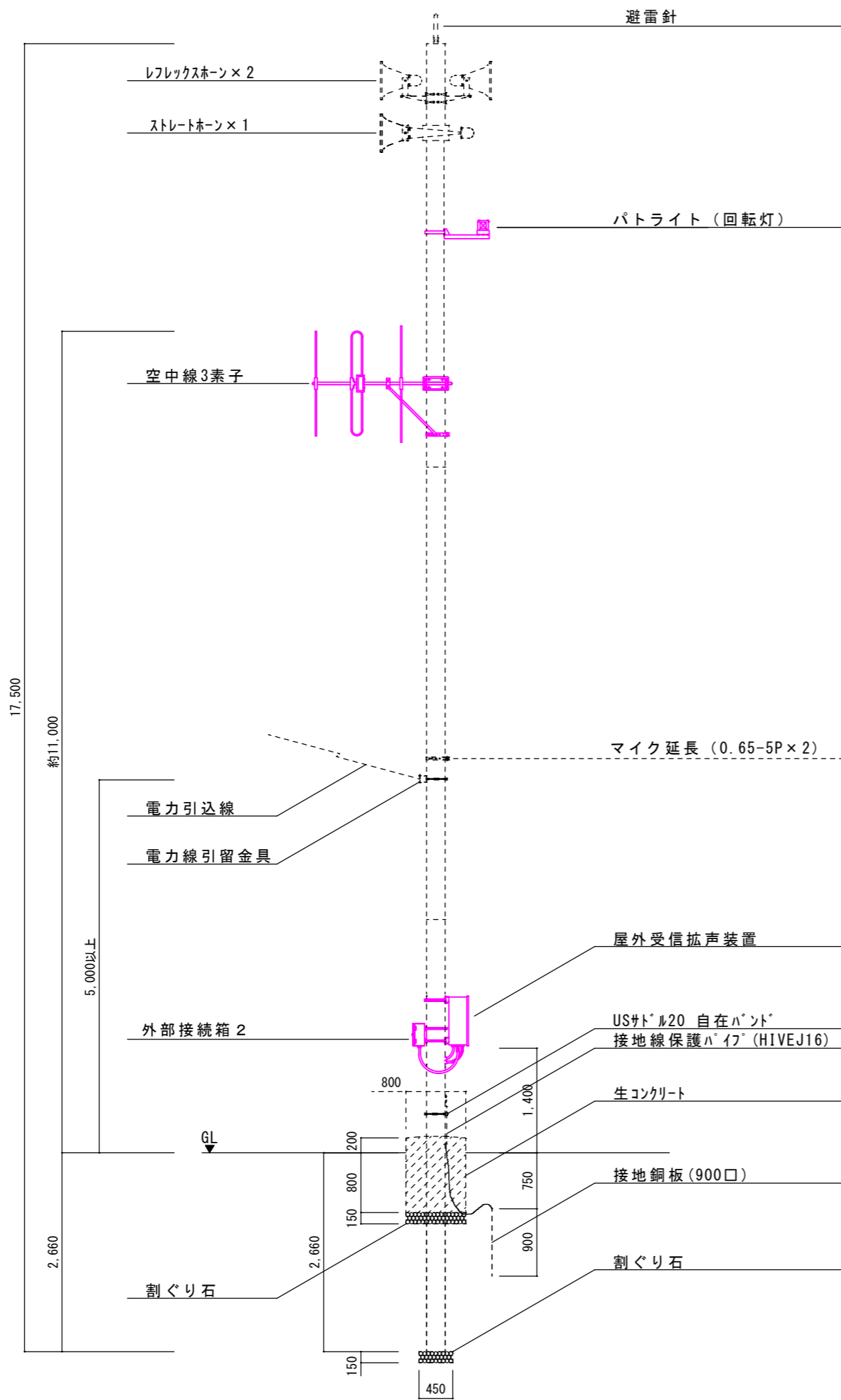


工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	118:形部



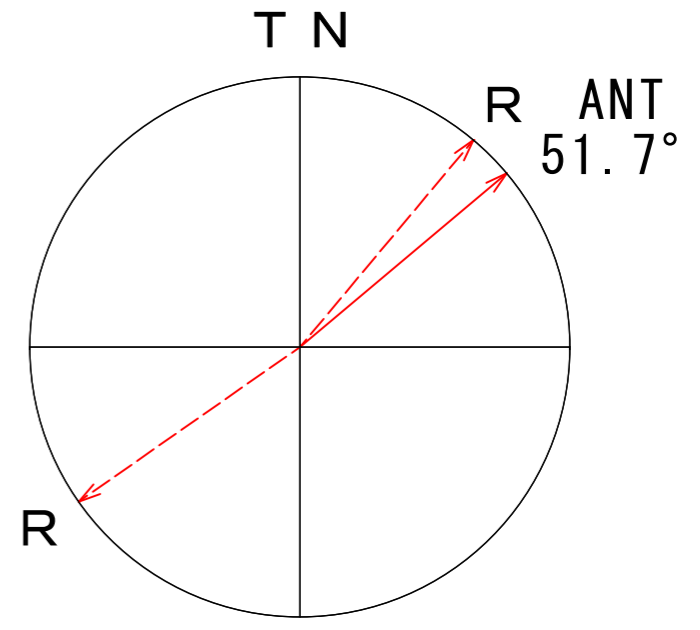
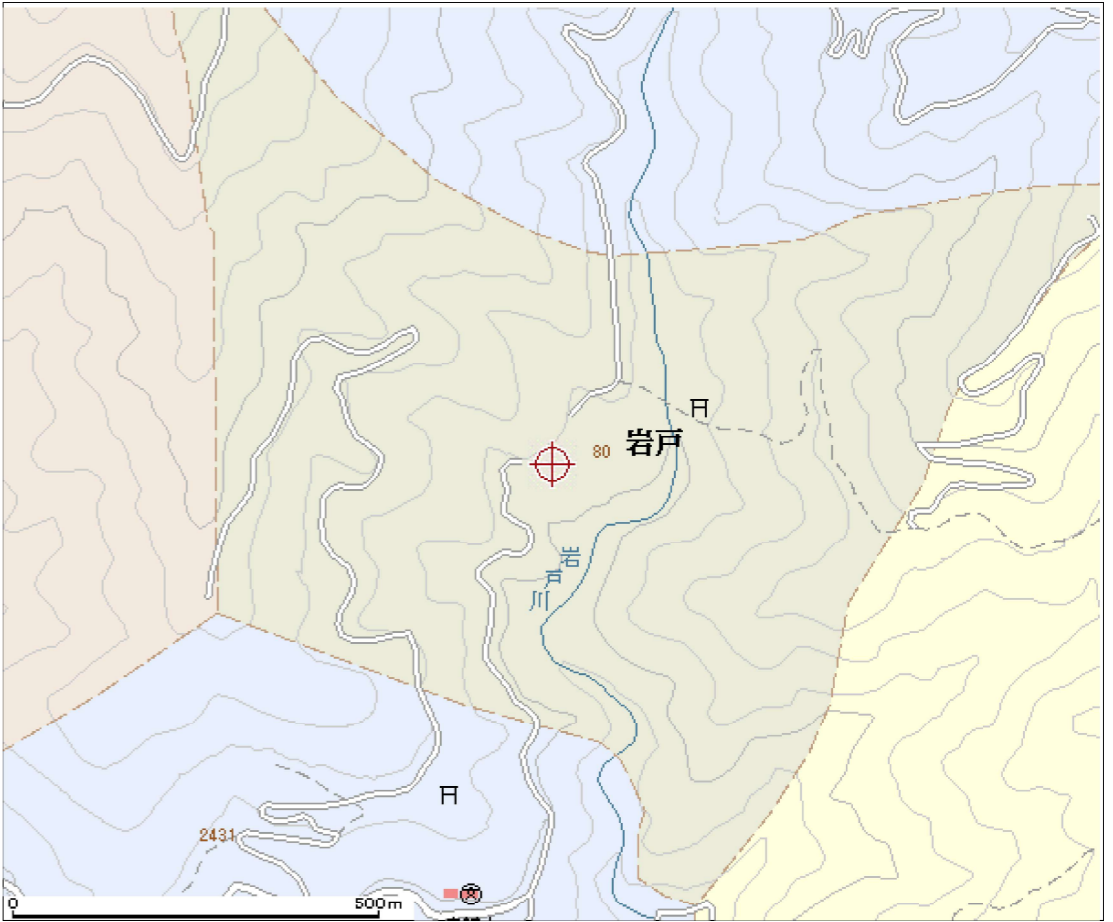
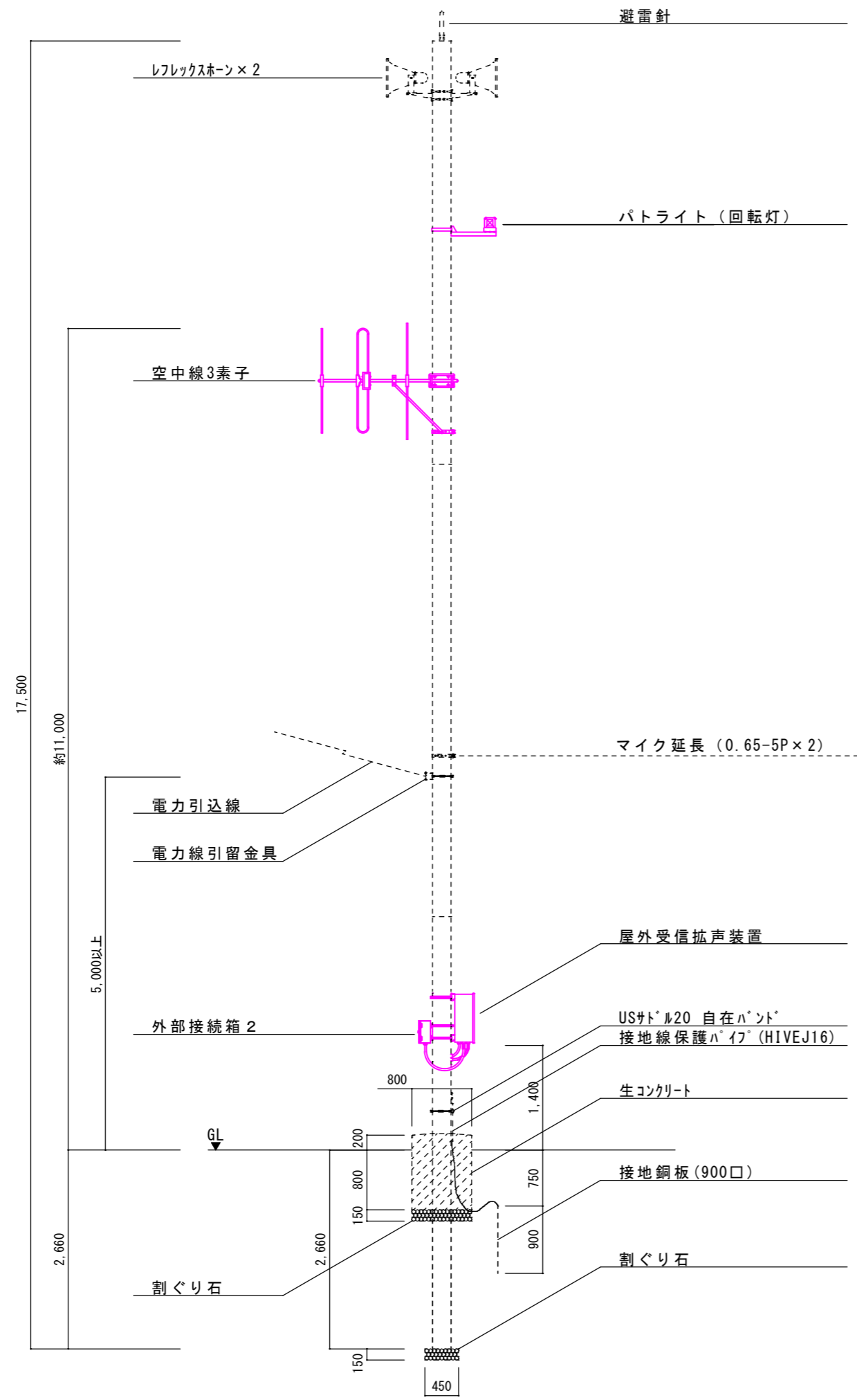
外部接続箱 1 (車庫)

工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	59:遅越

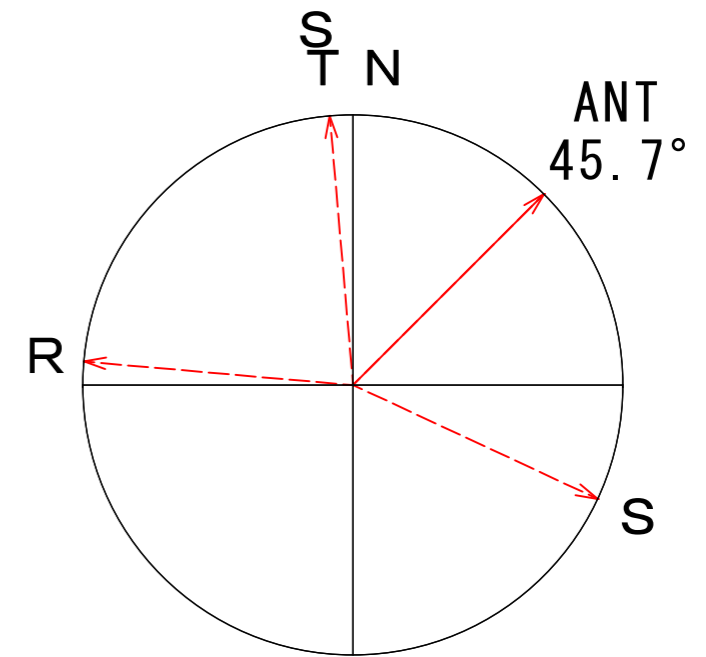
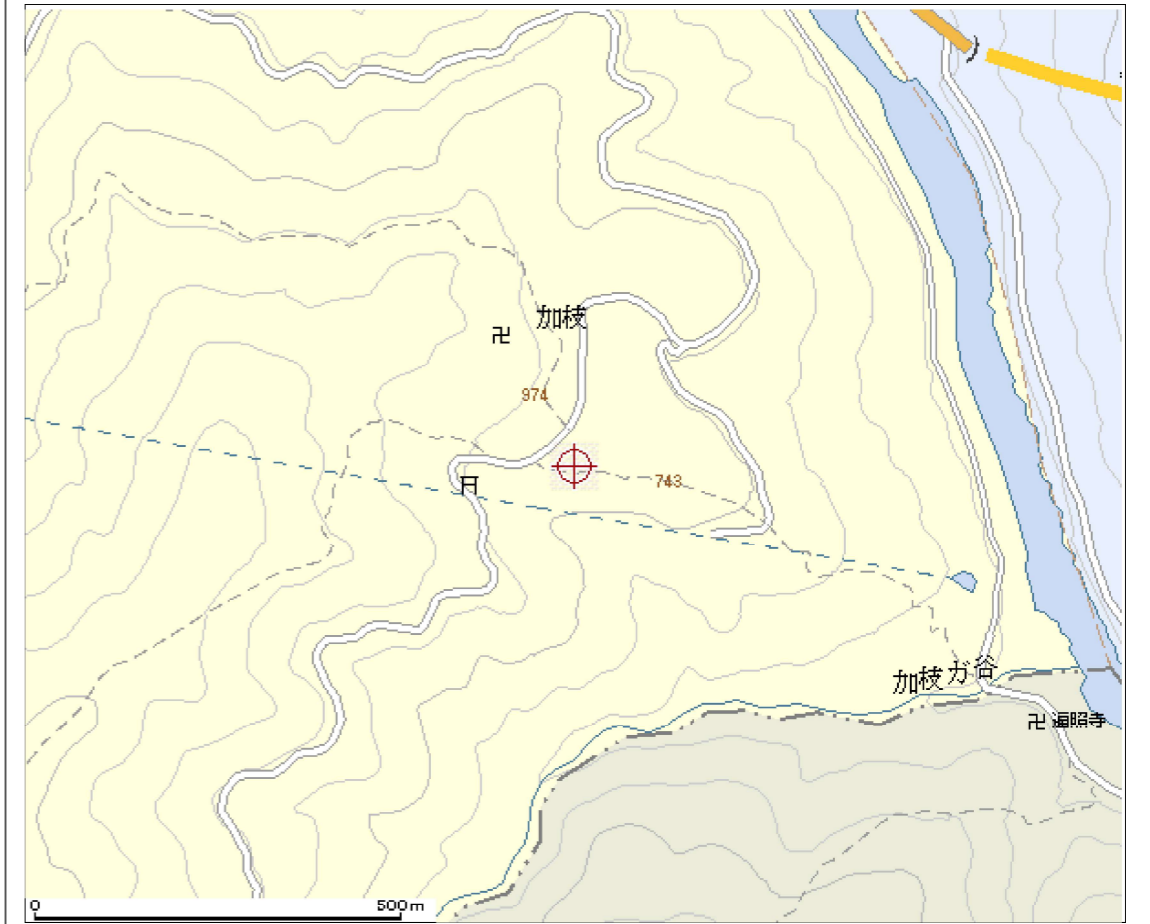
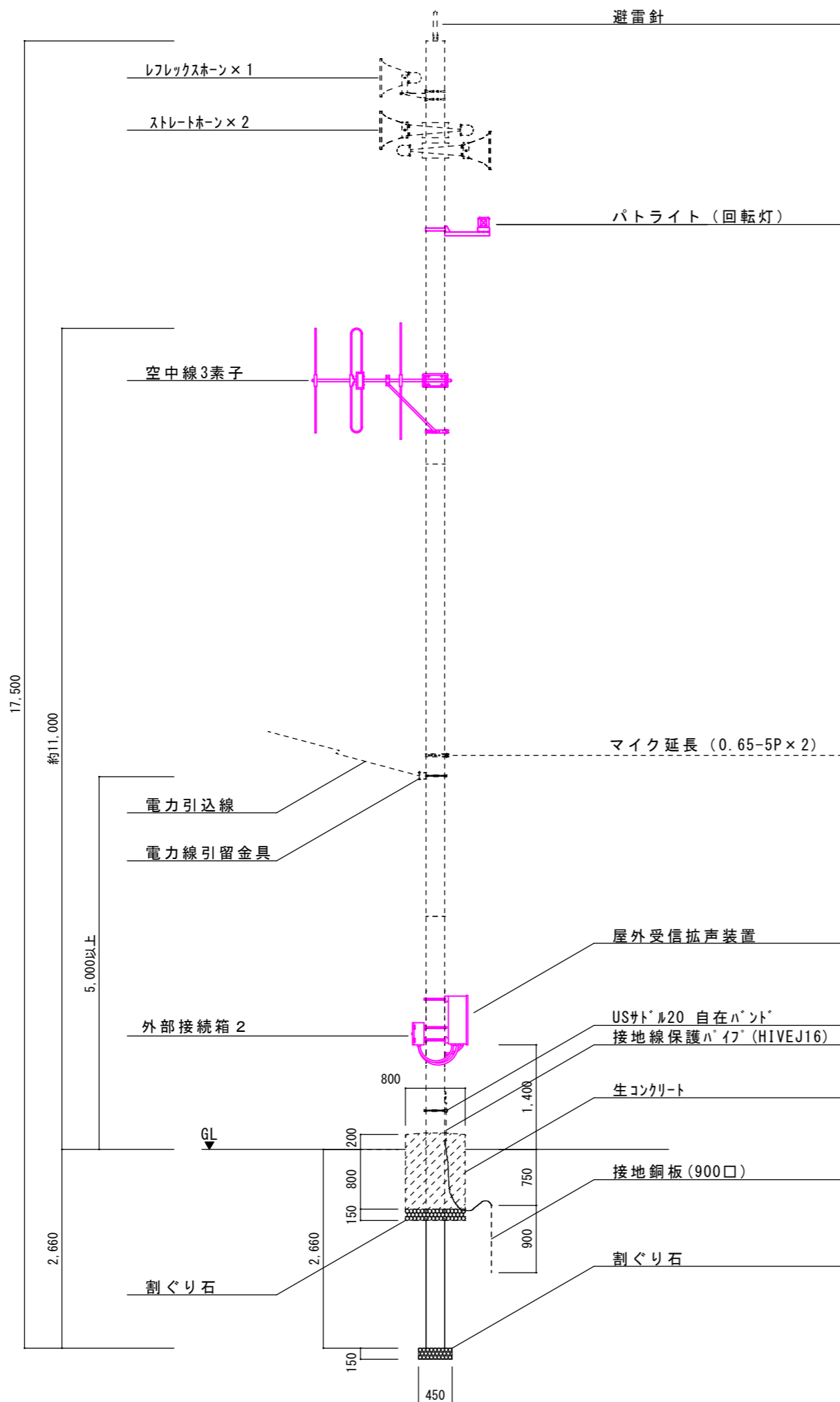


外部接続箱 1 (車庫)

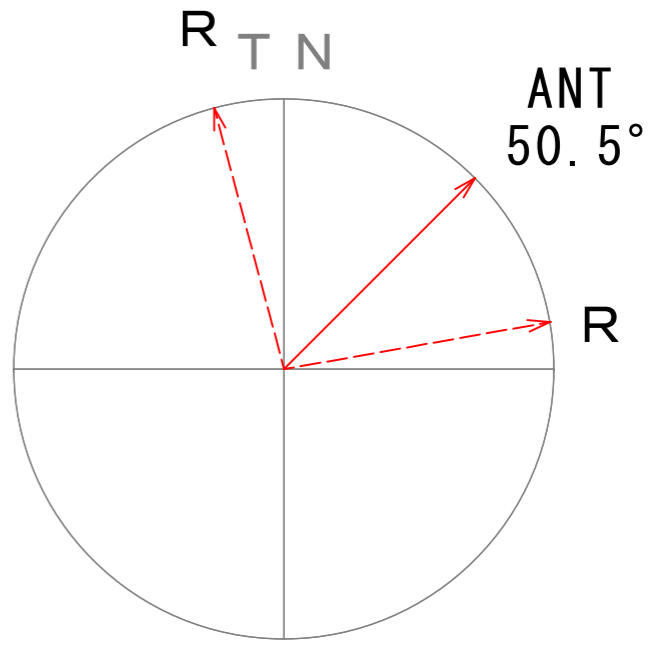
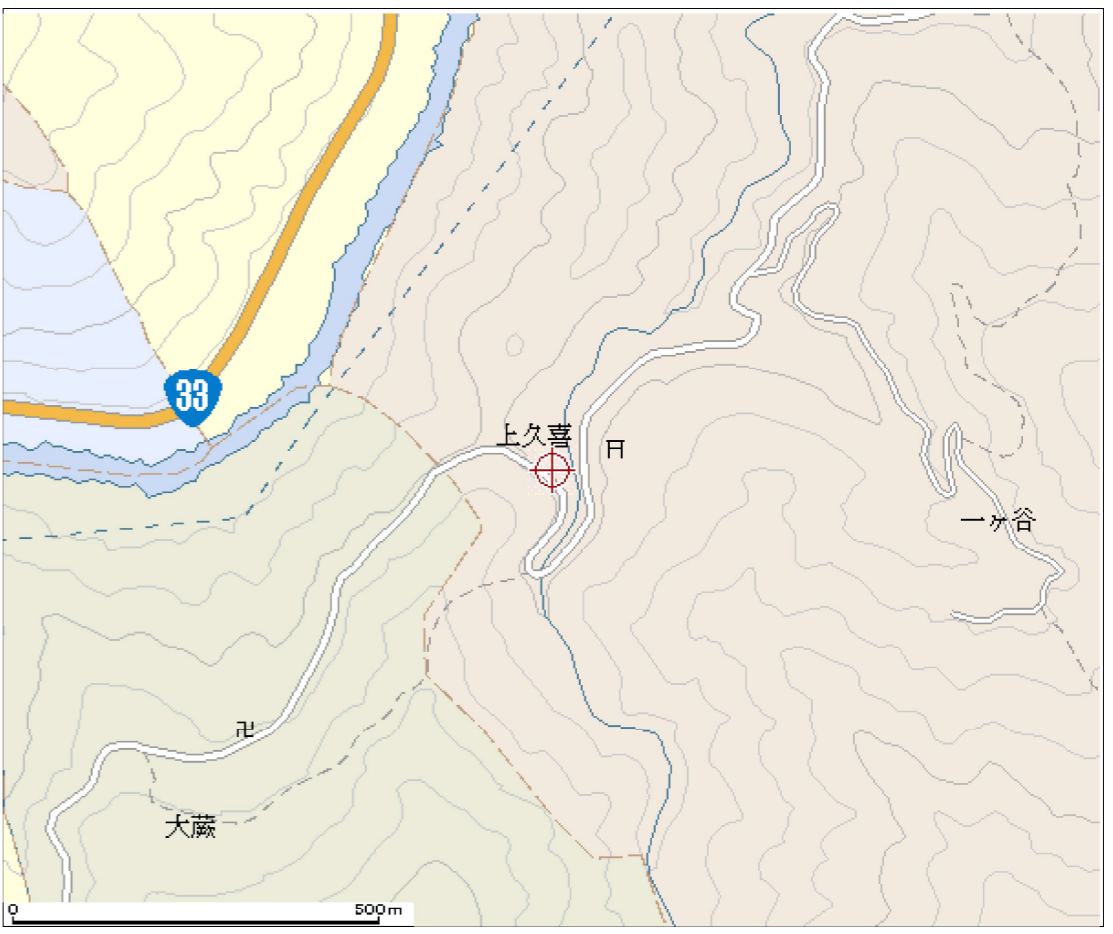
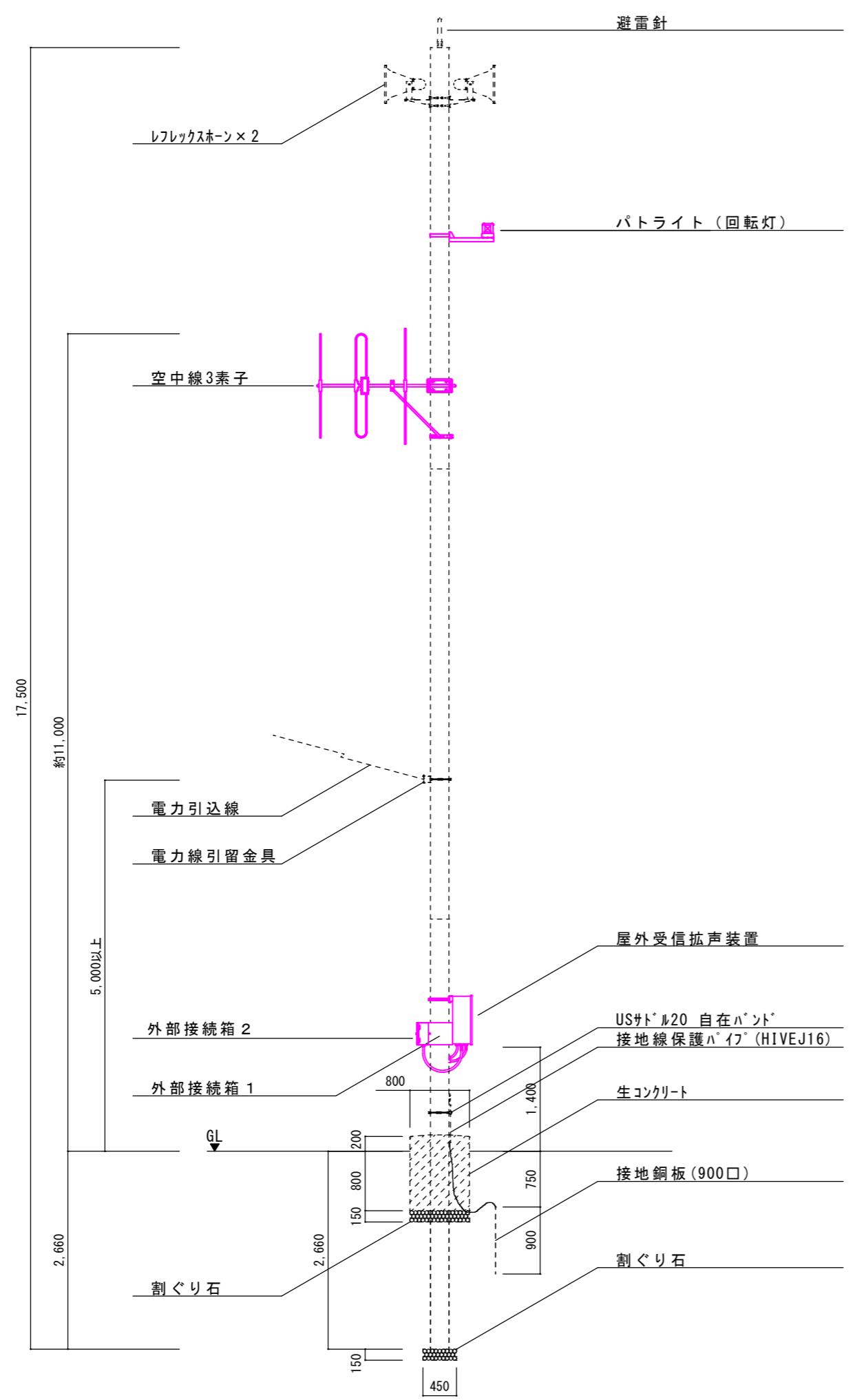
工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	63:相能



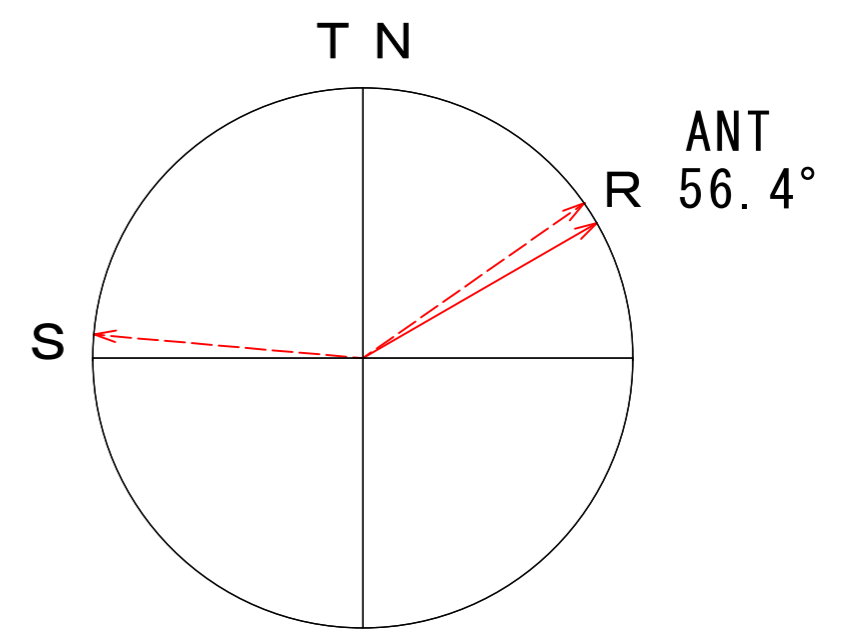
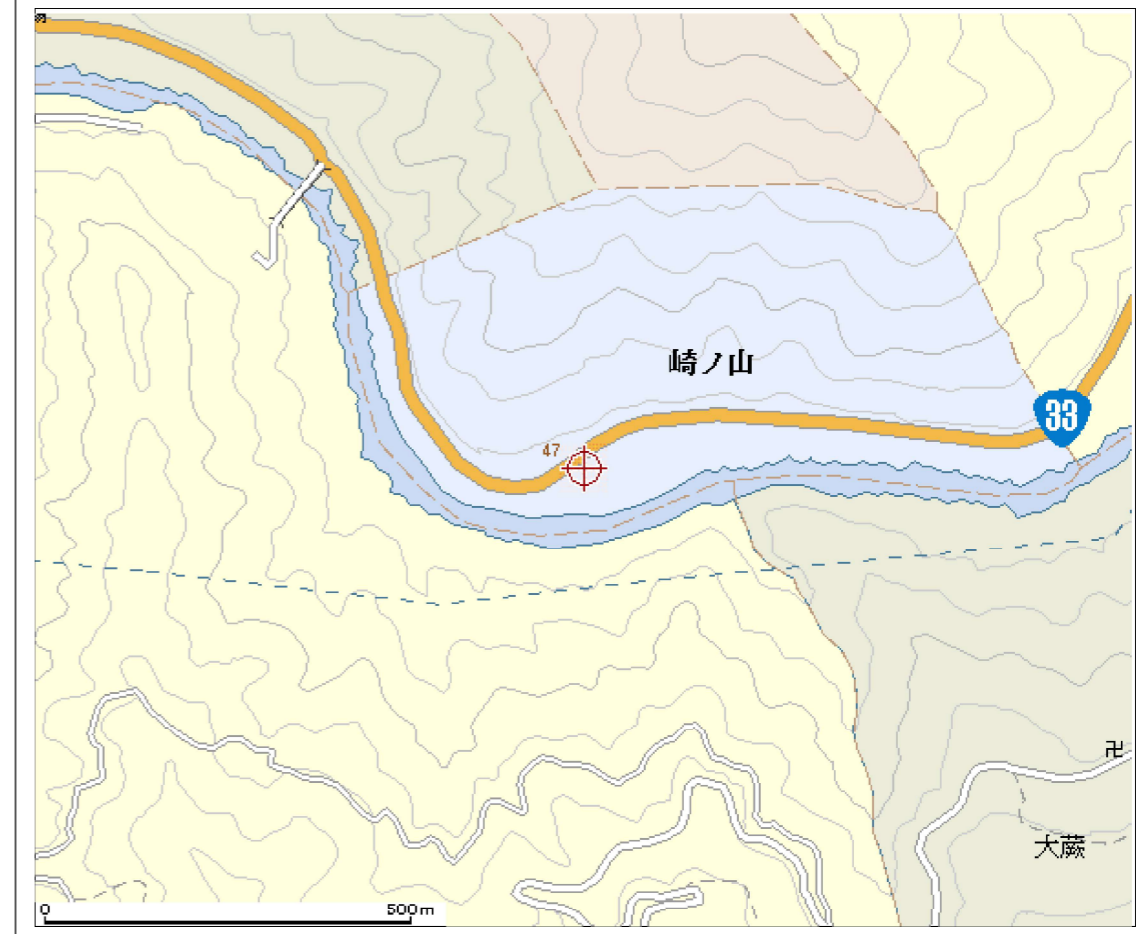
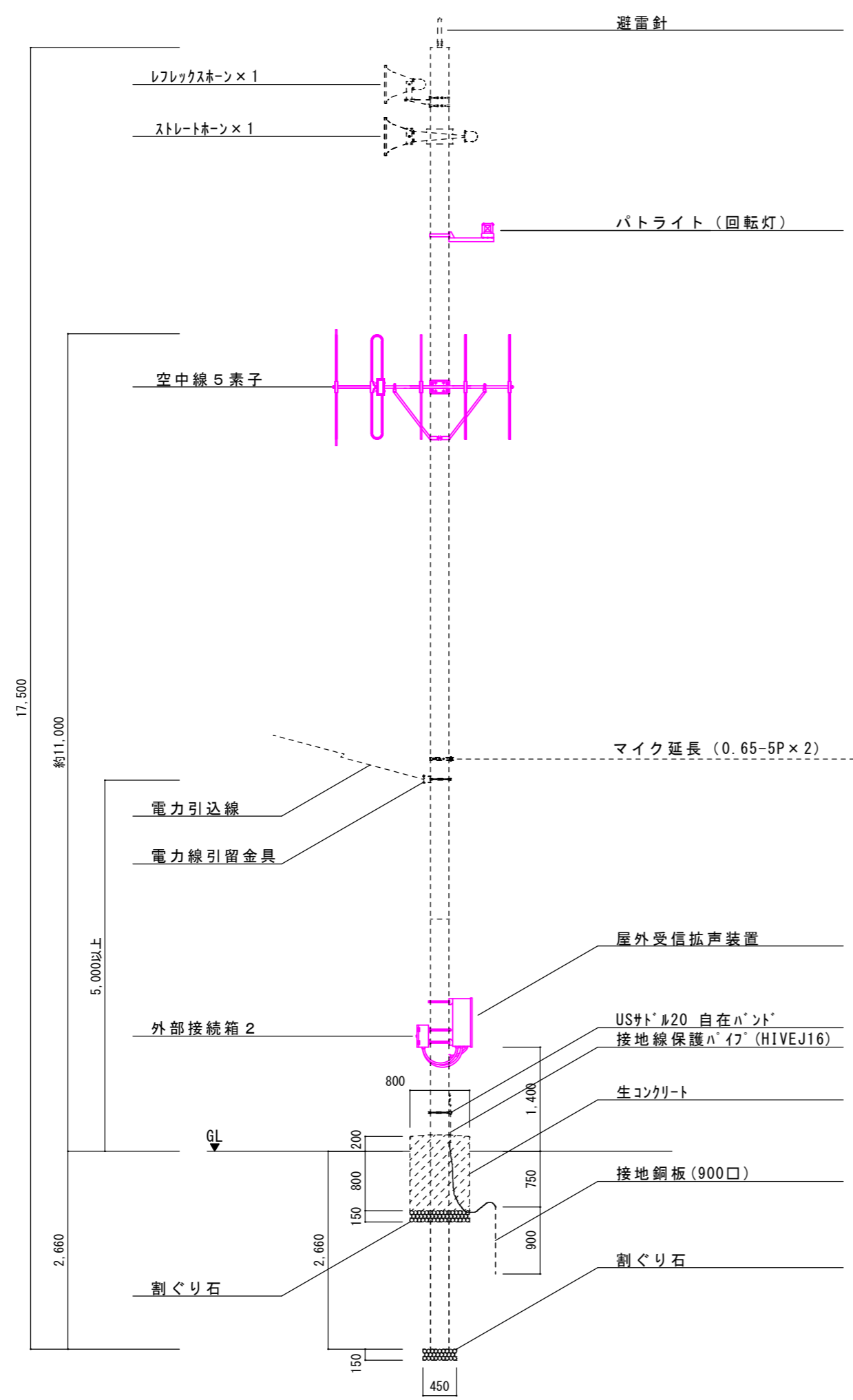
工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	70:岩戸



工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	75:加枝

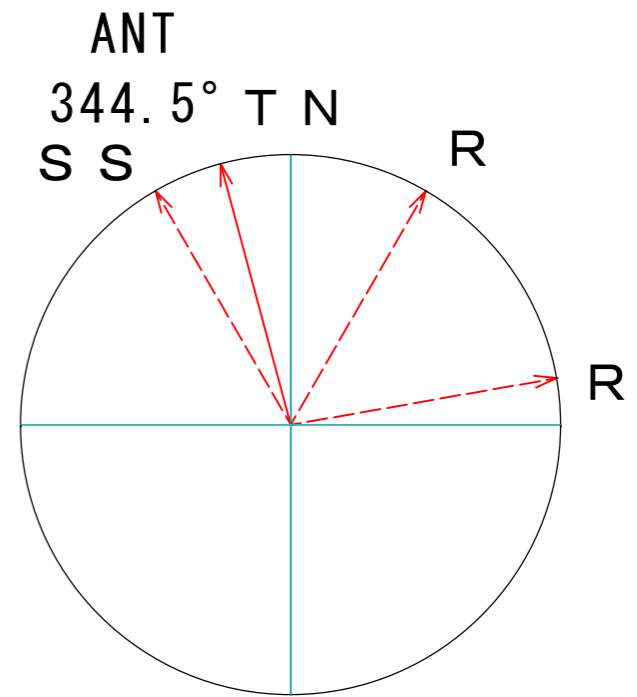
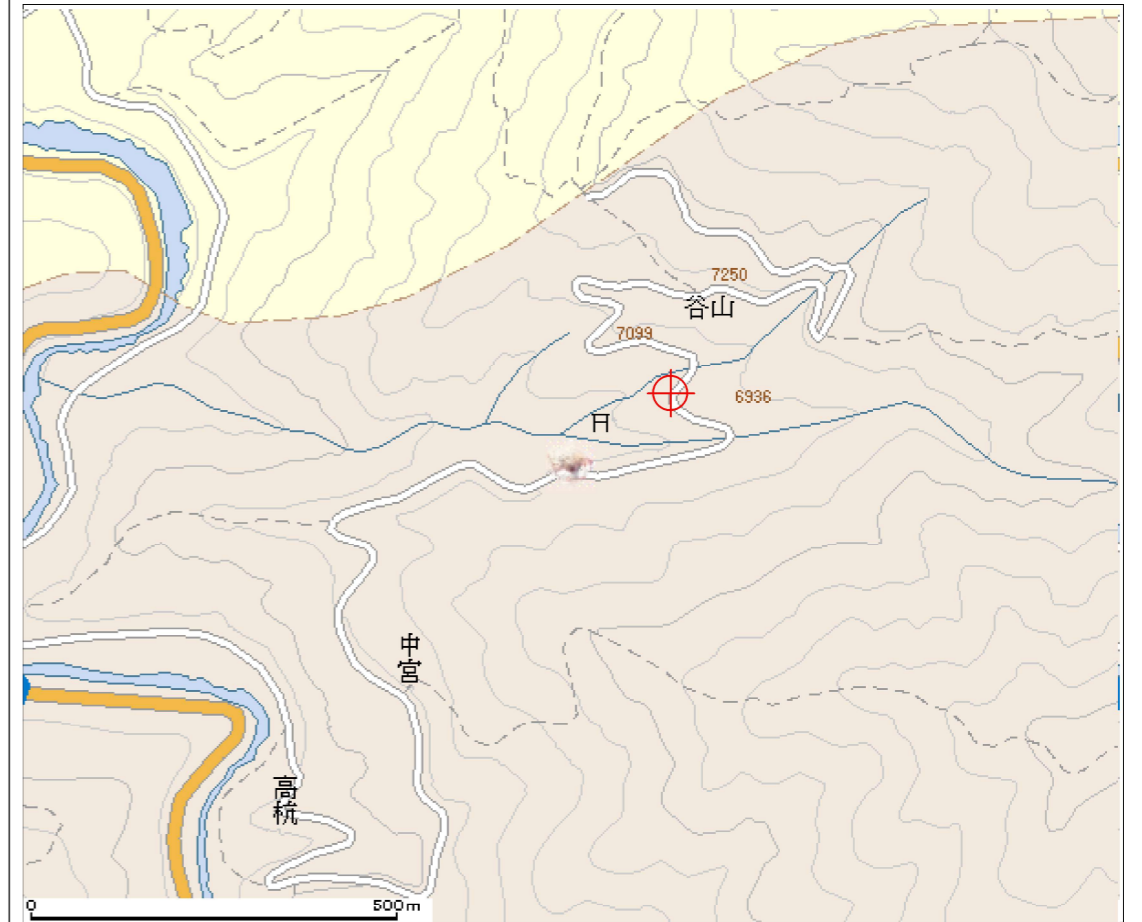
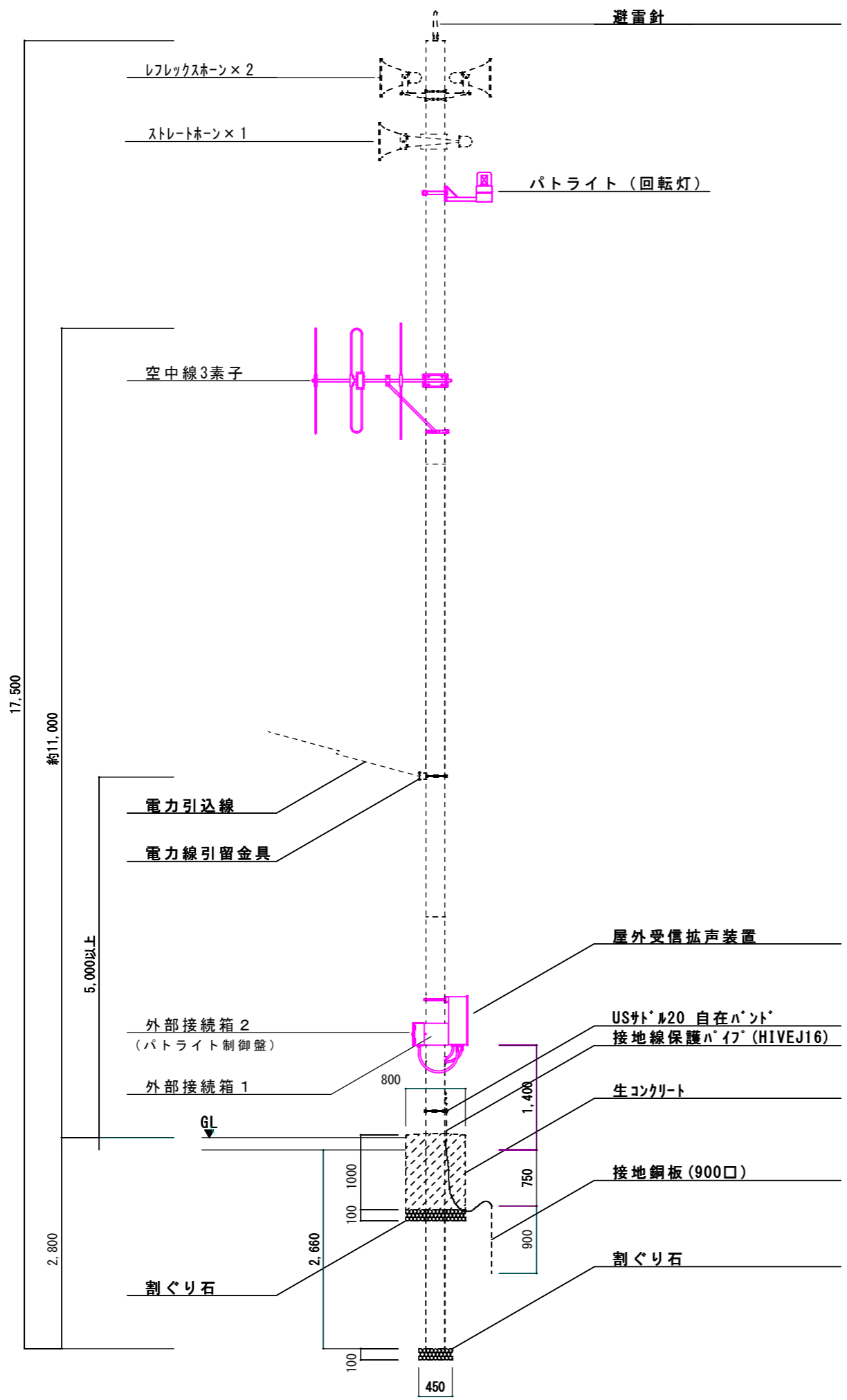


工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	77:上久喜



外部接続箱 1 (集会者)

工事名	令和 8 年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	87: 崎ノ山



工事名	令和8年度 仁淀川町 防災行政無線子局設備更新工事
管理番号	105: 谷山